

第六次寝屋川市総合計画

(第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

後期実施計画

令和6年度～令和9年度

<令和8年度版>

新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川
～イノベーションの創出～

寝屋川市

目 次

■ 後期実施計画の概要	1
■ 後期実施計画の見方	2
■ リーディング事業（総合戦略事業）について	4
■ 本計画の進捗管理について	5
施策 1 安心して子どもを産み、育てる環境づくり	6
① 子どもと母親の健康づくり	7
② ニーズに対応した教育・保育サービスの提供	9
③ 一人ひとりの状況に応じた支援を受けることができる環境整備	12
④ 子育て世代にうれしいサービスの充実	13
⑤ 放課後児童の安全・安心な居場所の確保	16
施策 2 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」	17
① 魅力あふれる“寝屋川教育”	18
② “生き抜く力”の育成	19
③ 学びを支える環境整備	22
④ 教職員の働き方改革の推進	25
施策 3 子どもを全力で守り抜く	26
① 子どものいじめ対策の推進	27
② 子どものセーフティネットの確保	28
③ 地域全体で子どもを守る	29
施策 4 ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備	30
① 2つの鉄道軸の相互成長による魅力的なまちづくり	31
② 安全で快適な住環境の保全	33
③ 地籍の明確化による土地活用の促進	35
④ 生活道路の環境改善	36
⑤ まちの未来を切り拓く道路整備	37
⑥ 生活に寄り添う交通環境の確保	39
施策 5 将来を見据えた公共施設の集約・複合化	41
① 公共施設の最適配置の実現	42
② 計画的な施設管理の推進	44
③ 持てる資産の有効活用	45
施策 6 働く場の創出と多様な人材の育成・確保	46
① 商業・工業・農業の振興	47
② 魅力ある職住近接環境の創造	49
③ やりたい仕事が見つかる就労支援	50

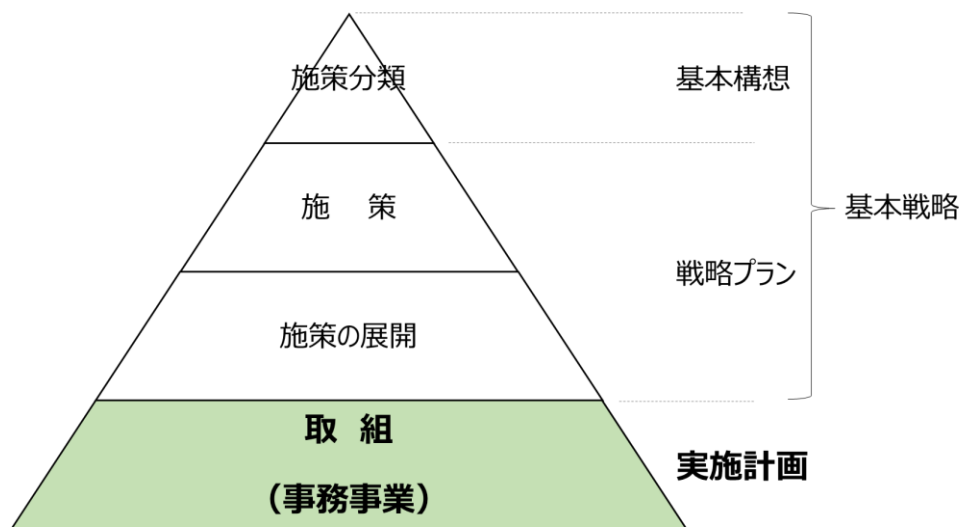
施策7 災害から命を守るための対策	51
① 危機管理体制の充実	52
② 地域防災力の強化	54
③ 密集住宅地区の解消	56
④ 建築物の安全性の確保	57
⑤ 命の源“水”の確保	58
⑥ 浸水に強いまちづくりの推進	59
施策8 防犯力向上による体感治安の改善	61
① 効果的な防犯施策を通じた体感治安の向上	62
② 防犯活動の推進	63
③ 消費生活を支え、守る	64
施策9 健康寿命の延伸	65
① 健康づくりの推進	66
② 生活習慣病の発症・重症化予防の推進	69
③ 医療体制の充実	71
施策10 人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり	73
① 平和の尊さを次世代に引き継ぐ	74
② 誰もが平等で幸せに生きるまちづくり	75
③ ダイバーシティの推進	76
施策11 誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり	77
① 地域福祉の推進	78
② 自立支援の推進による生活の保障	79
③ シルバー世代の地域での生活支援	80
④ シルバー世代への包括的な支援の提供	82
⑤ 障害のある人の自立支援の推進	84
⑥ 障害のある人の社会参加の促進	86
施策12 衛生的で快適な生活の確保	87
① 地域保健の充実	88
② 感染症の予防と拡大防止の強化	90
③ 良好な生活衛生の維持	91
④ 安全・安心な水道水の安定的な供給	92
⑤ 下水道施設を通じた衛生的な生活の維持・確保	94

施策13 環境を守り、日頃の暮らしを良好に	96
① ごみの減量とリサイクルの推進	97
② 円滑で適正なごみ処理の推進	98
③ 産業廃棄物の適正処理の推進	99
④ し尿の適正処理の推進	100
⑤ 地球環境と調和したまちづくりの推進	101
⑥ 公害防止対策の推進	102
施策14 学びによる市民文化の向上と発展	103
① 生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応	104
② 文化芸術に触れ、豊かな心と感性の醸成	106
③ スポーツを通じたひと・まちづくり	108
④ 身近で親しめる読書環境・活動の充実	109
施策15 豊かな自然がある暮らし	111
① みどりのある都市空間の創出	112
② 地域ニーズに応じた協働による公園づくり	113
③ 水とのふれあい・豊かな水辺の創造	115
施策16 地域づくり・きずなづくり	116
① 地域の特色を活かしたコミュニティづくり	117
② 互いの文化を認め合い、世界につながるまちづくり	119
施策17 市民ニーズを捉えた行政サービスの充実	120
① 市民に寄り添う窓口対応	121
② 行政手続のオンライン化の推進	123
③ 市民が利用しやすい施設環境の整備	125
施策18 市民ニーズの把握・情報発信力の強化	127
① 市民に寄り添うニーズ把握、利活用	128
② 戦略的なプロモーション	129
③ 媒体の特性を活かした情報発信	130
施策19 未来へつなぐ行財政運営	131
① 次代につなぐ財政運営	132
② 寝屋川市の働き方改革の推進	136
③ “スマート・ねやがわ”の実現	138
④ 実効性・効率性を追求した行政運営	140

■ 後期実施計画の概要

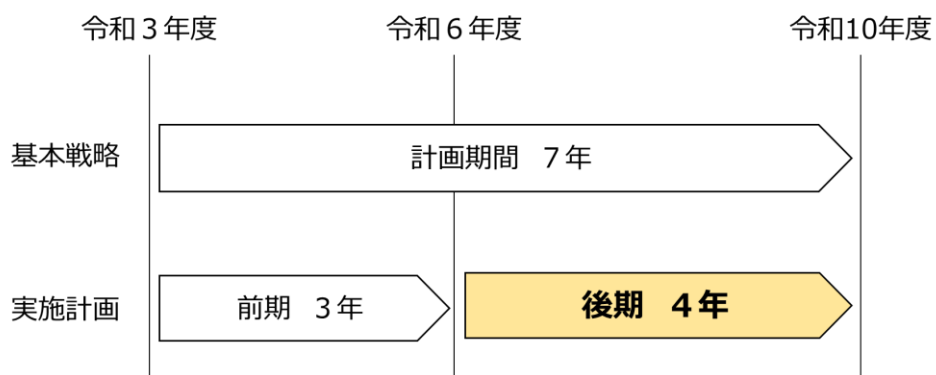
1 策定の目的

第六次寝屋川市総合計画（第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の基本戦略（基本構想及び戦略プラン）に基づく具体的な取組（事務事業）を計画的かつ効果的に実施するため、策定するものです。



2 計画期間

令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とします。



3 計画の構成

第六次寝屋川市総合計画（第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略）に定める“施策”ごとに「DXの推進」、 “施策の展開” ごとに「取組」、「リーディング事業（総合戦略事業）」及び「進捗管理指標」で構成します。

■ 後期実施計画の見方

1 “施策” のページ

施策 1 安心して子どもを産み、育てる環境づくり

妊娠期から子育て期まで、喜びを感じながら楽しんで子育てができるよう、切れ目のない支援の充実を図ります。寝屋川市で子どもを産み、育てたいと感じてもらえる環境づくりを進めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
通年保育所等利用待機児童数	0人	0人	0人			0人 (※1)
出生数に係る想定数と実数との差(※2)	— (出生数 1,451人)	187人 (出生数 1,374人)	197人 (出生数 1,326人)			41人 (想定出生数 971人)

※1 待機児童を生じさせないことを指標としているため、「0人」を目標値とします。

※2 出生数に係る想定数：出生数の過去5か年（平成27年度～令和元年度）の平均減少率を、前年度の出生数に乗じて算定した数値

施策の展開

- ① 子どもと母親の健康づくり（取組数：3）
- ② ニーズに対応した教育・保育サービスの提供（取組数：5）
- ③ 一人ひとりの状況に応じた支援を受けることができる環境整備（取組数：3）
- ④ 子育て世代にうれしいサービスの充実（取組数：11）
- ⑤ 放課後児童の安全・安心な居場所の確保（取組数：1）

<DXの推進>

保育施設のDXを推進することにより、登降園管理や保護者との連絡業務等を効率化し、より充実した保育を実施します。

まちの将来像を実現するために実施する“施策”の名称です。
施策名は、総合戦略における基本目標としても取り扱います。

“施策”の方向性（ビジョン）を示しています。

“施策”の達成状況を測る代表的な指標とその目標値等を示しています。
この指標は、総合戦略における数値目標としても取り扱います。

“施策”におけるビジョンの実現に向け、展開する内容（“施策の展開”）と、それを構成する取組（事務事業）の数を示しています。

“施策”におけるデジタル技術の活用の方方向性を示しています。

国は急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある社会を維持する観点から、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に向けた取組を進めています。

令和4年には、デジタルの力を活用し、地方創生を加速・深化させることを目的に第2期総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として抜本的に改訂されています。

本市においても、デジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの向上や多様な世代が利便性を実感できる環境整備に取り組みます。

2 “施策の展開” のページ

“施策の展開” の名称です。

1-① 子どもと母親の健康づくり

妊娠早期から、それぞれの時期に応じた支援施策の情報提供を行い、利用を促進することにより、母子の心身の健康保持と子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図るとともに、保健師・助産師等の専門職による支援を実施するなど、子どもと母親の健康づくりを推進します。

“施策の展開” の方向性を示しています。

《取組》

取組名	概要	担当課
不育症治療支援業務	市内在住の不育に悩む夫婦が安心して治療を受けられるよう、不育症治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	医療助成担当
不妊治療支援業務	市内在住の不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けられるよう、不妊治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	医療助成担当

“施策の展開” を構成する取組（事務事業）の名称、概要及び担当課を示しています。

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
不育症治療費等助成	不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成し、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	医療助成担当
不妊治療費等助成	保険算定の対象となる生殖補助医療に係る治療等に要した費用の一部を助成し、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	医療助成担当

人口減少対策等地方創生に資する事業である「リーディング事業（総合戦略事業）」の事業名、概要及び担当課を示しています。
※ リーディング事業のない“施策の展開” もあります。

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 産後うつリスクが高い人の割合（※ 1）	目標値	—	13.2% (※ 2)	13% (※ 2)	12.8% (※ 2)	12.6% (※ 2)
	実績値	12.0%	12.5%	—	—	—

※ 1 産婦健診受診者のうち、E P D S（産後うつのチェック）で30点中9点以上となるなど、産後うつの可能性が高いと判断される産婦の割合

※ 2 令和5年度の新型コロナウイルス感染症に伴う自粛生活からその5類移行により活動制限がなくなったことに伴う生活環境の急激な変化による割合の増加を踏まえた目標値としております。

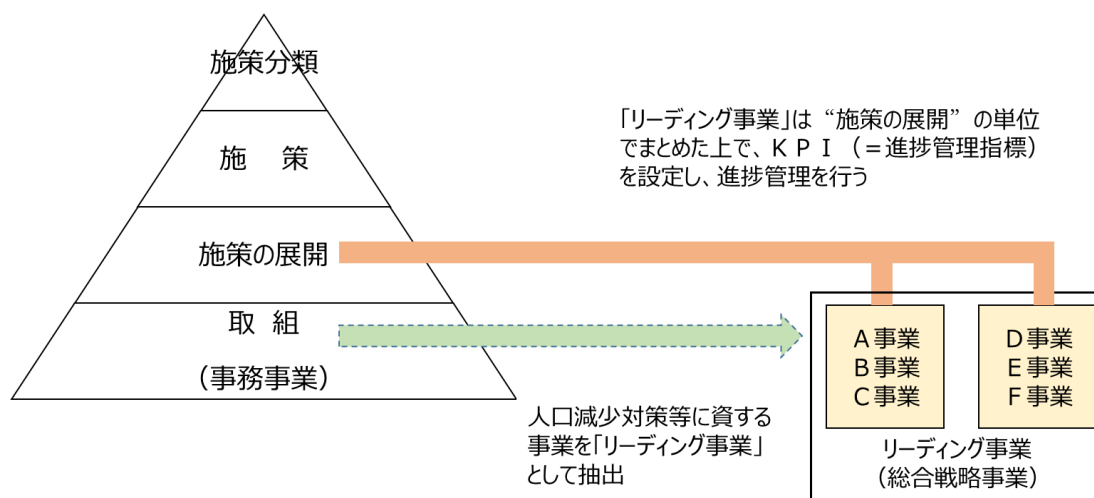
“施策の展開” の進捗状況を測る代表的な指標とその目標値等を示しています。

また、総合戦略の進捗を測る K P I（重要業績評価指標）としても取り扱う指標は、指標名の前に★印で示しています。

■ リーディング事業（総合戦略事業）について

第六次寝屋川市総合計画は、第2期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合して策定しており、“施策の展開”ごとに、人口減少対策等地方創生に資する事業を「リーディング事業（総合戦略事業）」に位置付けます。（リーディング事業のない“施策の展開”もあります。）

また、リーディング事業に関連する指標については、より効率的に進捗管理を行うため、〔K P I（重要業績評価指標）＝進捗管理指標〕とすることを基本として設定することとしています。



◆ リーディング事業の対象事業は、以下のいずれかの分野をカバーする事業を基本とします。

① しごとづくり

- 地域資源、産業を活かした競争力の強化（企業への支援を含む）
- 専門的な人材の確保、育成 ○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

② ひとの流れ

- 本市への移住、定住の推進 ○ 若者の就学、就業による本市への定着の推進
- 関係人口及び本市への資金の流れの創出・拡大

③ 結婚・出産・子育て

- 結婚、出産、子育て支援 ○ 教育環境の充実 ○ 仕事と子育ての両立

④ まちづくり

- 都市機能、都市基盤の強化・充実 ○ 魅力と個性のある地域の形成（公園の魅力向上、文化・スポーツ事業の充実、市独自事業でイメージアップにつながる事業 など）
- 安心して暮らすことができるまちづくり（医療・健康・福祉の充実、地域防災・防犯の強化、子どもの安全安心 など）

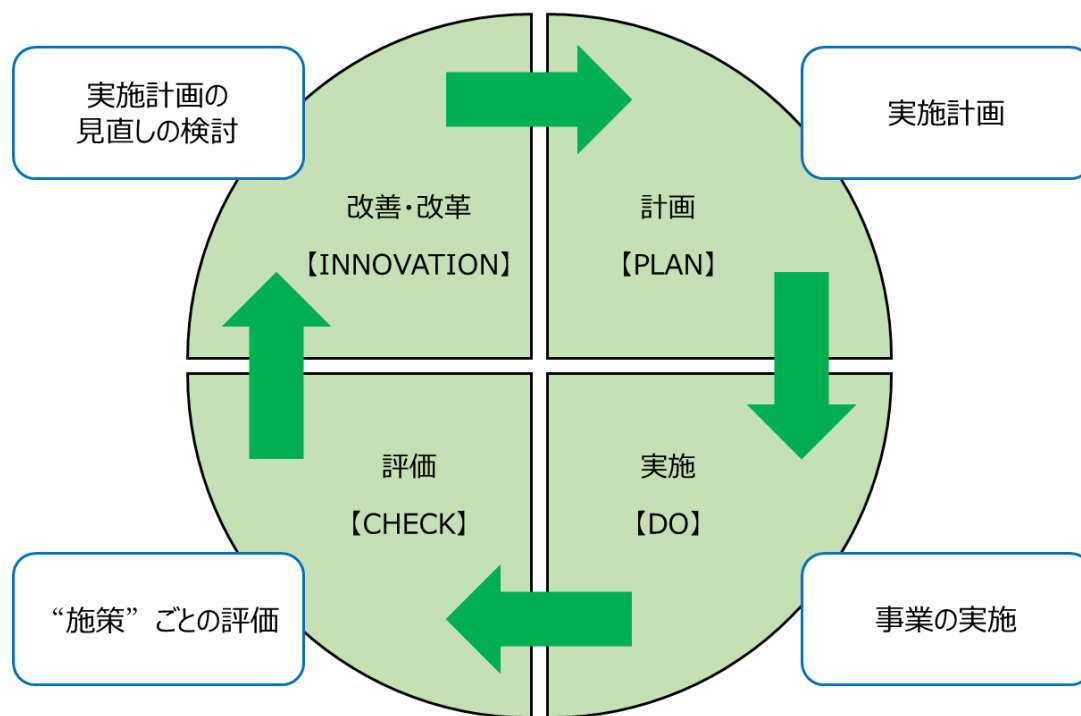
◆ その上で、特に以下の効果を強く発揮する事業を「リーディング事業」に位置付けます。

- a 人口減少対策及び人口の年齢構成のリバランスに効果がある事業
- b 少子高齢化の進行に的確に対応するための事業
- c 将来にわたり活力ある地域を維持するために効果がある事業
- d 国の地域未来交付金を活用する事業

■ 本計画の進捗管理について

本計画を着実に推進するため、計画の進捗管理とPDCIサイクルの考え方に基づく行政評価を一体的に行うことにより、効率的かつ効果的な施策の推進を図ります。

P D C I サイクルによるマネジメント



P D C I サイクルとは・・・

計画・目標（PLAN）を明らかにした上で、施策・事務事業を実施（DO）し、設定した目標が達成されたかどうかを評価（CHECK）することで、課題・問題点を抽出するとともに、その解決策を考え、施策・事務事業の改善・改革（INNOVATION）につなげ、次の計画に反映していくという経営（マネジメント）サイクルのこと。

施策 1

安心して子どもを産み、育てる環境づくり

妊娠期から子育て期まで、喜びを感じながら楽しんで子育てができるよう、切れ目のない支援の充実を図ります。寝屋川市で子どもを産み、育てたいと感じてもらえる環境づくりを進めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
通年保育所等利用待機児童数	0人	0人	0人			0人 (※1)
出生数に係る想定数と実数との差(※2)	— (出生数 1,451人)	187人 (出生数 1,374人)	197人 (出生数 1,326人)			41人 (想定出生数 971人)

※1 待機児童を生じさせないことを指標としているため、「0人」を目標値とします。

※2 出生数に係る想定数：出生数の過去5か年（平成27年度～令和元年度）の平均減少率を、前年度の出生数に乗じて算定した数値

施策の展開

- ① 子どもと母親の健康づくり（取組数：3）
- ② ニーズに対応した教育・保育サービスの提供（取組数：5）
- ③ 一人ひとりの状況に応じた支援を受けられる環境整備（取組数：3）
- ④ 子育て世代にうれしいサービスの充実（取組数：11）
- ⑤ 放課後児童の安全・安心な居場所の確保（取組数：1）

<DXの推進>

保育施設のDXを推進することにより、登降園管理や保護者との連絡業務等を効率化し、より充実した保育を実施します。

1-① 子どもと母親の健康づくり

妊娠早期から、それぞれの時期に応じた支援施策の情報提供を行い、利用を促進することにより、母子の心身の健康保持と子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図るとともに、保健師・助産師等の専門職による支援を実施するなど、子どもと母親の健康づくりを推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
不育症治療支援業務	市内在住の不育に悩む夫婦が安心して治療を受けられるよう、不育症治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	医療助成担当
不妊治療支援業務	市内在住の不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けられるよう、不妊治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	医療助成担当
母子保健事業の推進	こども家庭センター（母子保健担当）が中心となり、妊産婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に収集、蓄積することにより、様々な関係機関との連携による効果的な支援を行います。 また、全ての妊産婦、乳幼児とその家庭を対象に、予防的な視点と利用者の立場に立ち、妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援を行います。	子育て支援課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
不育症治療費等助成	不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成し、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	医療助成担当
不妊治療費等助成	保険算定の対象となる生殖補助医療に係る治療等に要した費用の一部を助成し、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	医療助成担当
妊娠期からの切れ目ない支援	産後うつ予防や育児不安の解消を図るため、地域の助産師（MY CITY 助産師）とこども家庭センター（母子保健担当）が連携し、訪問指導事業の拡充による妊娠期からの継続的なケアを行うとともに、アプリを活用し、気軽に相談できる環境を整備します。	子育て支援課
多胎児家庭への支援	多胎妊婦及び多胎児を持つ家庭の負担感の軽減と不安の解消を図るため、訪問指導事業の充実を図るとともに、産後の外出を支援するためのタクシー券の交付、多胎児の育児経験者のピアサポートを中心とした交流会の開催など、多胎児家庭を支援します。	子育て支援課
寝屋川版母子保健DXの推進	乳幼児健診にスマートフォンから入力できる「デジタル問診票システム」を導入し、子育て世代の利便性向上を図ります。	子育て支援課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 産後うつのリスクが高い人の割合（※ 1）	目標値	—	13.2% (※ 2)	13% (※ 2)	12.8% (※ 2)	12.6% (※ 2)
	実績値	12.0%	12.5%	—	—	—
★ 乳幼児健診問診票のデジタル化率	目標値	—	—	75%	80%	85%
	実績値	令和 7 年度 から事業実施		—	—	—

※ 1 産婦健診受診者のうち、E P D S（産後うつのチェック）で30点中 9 点以上となるなど、産後うつの可能性が高いと判断される産婦の割合

※ 2 令和 5 年度の新型コロナウイルス感染症に伴う自粛生活からその 5 類移行により活動制限がなくなったことに伴う生活環境の急激な変化による割合の増加を踏まえた目標値としております。

1-② ニーズに対応した教育・保育サービスの提供

就学前の子どもに質の高い教育・保育を実施し、子育て世代のニーズや子育て環境の変化に即した教育・保育の量と多様な教育・保育サービスを提供します。

《取組》

取組名	概要	担当課
市立保育施設運営管理	多様な保育ニーズに即した保育サービスを提供するとともに、要支援・要保護児童を積極的に受け入れるなど子育てのセーフティネット機能や障害児保育の受け皿としての役割を果たしながら、市内の小学校就学前施設全体を考慮した効率的・効果的な保育施設運営を行います。また、保育DXの推進により子どもと向き合う時間を充実させることで、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム」を効果的に実施し、保育の質の向上を図ります。	保育課
子育て世帯のニーズに即した保育の推進	児童や保護者を取り巻く多様な環境に対応できるよう、保育ニーズを把握し、保育ニーズに即した保育環境を整備するとともに、民間保育所等が適正な運営ができるよう委託料や運営費補助等による支援を実施します。	子育て支援課 保育課
公立幼稚園運営・管理業務	備品・消耗品・光熱水費等の管理など、市立幼稚園の運営管理を計画的に行いながら、市内の小学校就学前施設全体を考慮した効率的・効果的な幼稚園運営を行います。	学務課
幼稚園規模の適正化	市立幼稚園の現状と課題を把握するとともに、市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会の答申を踏まえ、就学前教育を総合的に考えていく中で公立幼稚園の運営を行います。	学務課
幼児期の発達に応じた教育の推進	「考える力」を育む「寝屋川教育」の基礎が形成されるよう「新たな就学前教育」の構築に向け、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム」による教育・保育環境の充実及び子どもたち一人ひとりがエージェンシーを発揮できる取組を進めます。	学務課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
スマート保育事業の推進	市立保育施設におけるデジタル化を推進し、職員の業務の効率化を行うことで、子どもと向き合う時間を充実させ、今まで以上に子どもや保護者に寄り添った保育の実現を図ります。また、保護者アプリの導入により、アプリからの欠席連絡やお便りの配信もできるようになることで、子育て世帯の利便性の向上や負担軽減を図ります。	保育課
返還免除特例付き保育士修学資金貸付事業の推進	保育士の安定確保と定着化を図るため、指定保育士養成施設の学生を対象に、市内の保育施設で５年間就労すれば一部返還免除とする修学資金の貸付を行います。また、保育現場の体験を通じた保育の魅力発信を行うため、長期休業期間に保育施設への有償インターンシップを導入します。	保育課
（仮称）健康就労人材バンクの推進	保育及び介護分野における慢性的な人手不足の解消を図るため、「働く」ことで社会と関わりたい、地域に貢献したいと考える元気なシニア層が保育・介護の分野における新たな担い手として安定的に活用できるよう、就労のマッチングに加え、資格取得の支援や就労実績に応じたインセンティブ制度を行うことで、就労を通じた健康増進の促進を一体的に進めます。	保育課
待機児童ZEROプランR6の推進	年間を通じた待機児童ゼロを継続するため、保育士の処遇改善などの保育士の確保に向けた各種事業を実施します。	保育課
保育コンシェルジュの配置による保護者への支援	就学前児童の保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設や様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置します。	保育課
バイバイおむつ事業・布団とおむつのサブスク事業の実施	保護者負担の軽減及び子育て支援の充実を図るため、保育所等における使用済みおむつの持ち帰りを不要とする「バイバイおむつ事業」並びに午睡用布団及び紙おむつを定額利用できる「布団とおむつのサブスク事業」を実施します。	保育課
エージェンシー型教育Act1プランの推進	０歳から１５歳までの１５年一貫教育・保育の実現に向け、保育士が子どもと向き合う時間を確保できる仕組みを用意するとともに、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を就学前施設で実施し、就学前の教育・保育の充実を図ります。	保育課
第２子以降保育所等保育料の無償化	市独自の子育て支援策として、認可保育施設を利用する第２子以降の保育料を無償化することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保育課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★	スマート保育事業に係る 保護者アプリを利用してい る世帯の割合	目標値	—	80.0%	85.0%	90.0% (※)
		実績値	令和6年度 から事業実施	97.9%	—	—
★	「ねやがわ保育セミナー」 等研修に参加した保育 施設の割合	目標値	—	83.0%	91.0%	100%
		実績値	69.2%	81.3%	—	—

※ 令和5年版情報通信白書における令和4年のスマートフォン世帯保有率が90.1%であることから、90%を最大値としています。

1-③ 一人ひとりの状況に応じた支援を受けることができる環境整備

保育所等における障害児支援の充実、児童発達支援センターとの併行通園の推進、居宅・保育所等への訪問による支援など、一人ひとりの様々な状況に応じた適切な支援を受けることができる環境を整備します。

《取組》

取組名	概要	担当課
小児慢性特定疾病医療費助成業務	児童の健全な育成を支援するため、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病を患っている児童（認定基準を満たす患者）を抱える家庭に対し、医療費に係る自己負担額の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。	医療助成担当
小児慢性特定疾病認定・相談業務	小児慢性特定疾病医療費助成の申請受付及び審査認定を行うとともに、慢性疾患を有する児童等の健全育成と自立促進のため、当該児とその家族に対する相談支援を行います。	子育て支援課
障害児等の発達支援の充実	発達障害など多様な状態の子どもたちへの療育支援と保護者への相談支援を、指定管理者により運営されている児童発達支援センター等において取り組みます。 また、関係機関間の緊密な連携を図り、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を適切かつ効果的に実施します。	子育て支援課 保育課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
保育所等発達巡回相談事業利用児数	目標値	—	399人	403人	407人	411人
	実績値	395人	459人	—	—	—

1-④ 子育て世代にうれしいサービスの充実

身近な相談・交流の場として利用促進を図るため、子育て支援施設を連携させるなど、子育て世代にうれしい子ども・子育て支援サービスの充実により、子どもを産み、育てたいと感じられる環境づくりを推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
ひとり親医療費助成業務	生活の安定を図り、児童の健全な育成を支援するため、ひとり親家庭（18歳に達した年度の末日までの児童と、その子を看護する父・母又は養育者）に対し、保険適用の医療費に係る自己負担額の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	医療助成担当
子ども医療費助成業務	福祉の増進と次世代育成支援を図るため、18歳に達した年度の末日までの児童を抱える子育て世帯に対し、保険適用の医療費に係る自己負担額の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	医療助成担当
「子ども・子育て支援事業計画」の推進	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援するため、子ども・子育て支援施策を計画的に推進します。	こどもを守る課
子育て家庭への経済的支援	児童・生徒を養育する子育て家庭に対し、児童福祉の向上のための経済的支援として、児童手当を支給します。 また、障害のある20歳未満の児童を自宅で養育する保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。	こどもを守る課
ひとり親の自立支援	児童扶養手当の支給、資格を取得するための給付金支給事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金事業等を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	こどもを守る課

取組名	概要	担当課
子育て支援の推進	多様な媒体・手法による情報発信を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業などのアウトリーチの機会を通じて情報提供を行い、各種子育て支援施策につながるよう取り組みます。 また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、子育て世代包括支援センターを基盤にした子どもと子育て家庭に対する包括的な支援を行います。	子育て支援課 保育課
地域子育て支援の充実	子育てに係る不安感や負担感を軽減するため、地域の子育て支援拠点と子育て支援施設が連携するとともに、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時預かりを実施することで、地域の子育て支援の充実に取り組みます。	子育て支援課
こども図書館運営・管理業務	子どもの好奇心を引き出す空間としてリニューアルしたこども図書館 + plus において、子どもの遊びスペースの提供、一時預かり事業の実施等により子育て支援の充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進します。また、自習スペースの併設により、学習の場を提供します。	子育て支援課
子育てリフレッシュ館の運営業務	保護者のリフレッシュ等を通じて子育てに係る不安感や負担感を軽減するため、子どもの遊びスペース、講座等の事業を実施するとともに、利用促進を図ります。 また、講座に子育てコンシェルジュや子育て応援サポーターが参加し、利用者の子育て相談に応じたり、事業内容を紹介するなど、事業間の連携を図ることで多様なニーズに対応したサービスの利用につなげます。	子育てリフレッシュ館
子育てリフレッシュ館の管理業務	子どもの遊びスペース、講座等の事業を実施するため、利用者が安全かつ安心して利用できるよう、適切に館の維持管理を行います。	子育てリフレッシュ館
地域の子育て支援の推進	一時預かり事業及び乳児等通園支援事業を実施し、安心して子育てができる環境を整備することで、一時的に家庭での保育が困難となる保護者や育児疲れの保護者等の心理的・身体的負担を軽減します。	子育て支援課 保育課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
子ども医療費助成	保護者の経済的負担の軽減と、子どもの健康増進を図るため、18歳に達した年度の末日までの児童に対し、保険診療にかかる自己負担額の一部を助成します。	医療助成担当
With Books事業（HOPステージ）の実施	出生した乳児に絵本を贈り、本を通して豊かなことばや表現を身につけるなど、就学前教育の充実と「考える力」を育む「寝屋川教育」の推進につなげます。	子育て支援課
	本に対する知識や興味の向上を図るため、市内保育施設等の保護者と児童・職員を対象にした絵本の講習会等を実施する絵本ふれあい事業や、児童がこども図書館＋plusを訪問し、本に触れる機会を設ける図書館探検事業を実施します。	保育課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
地域子育て支援拠点の利用者数	目標値	—	76,450人	90,975人	108,260人	128,829人
	実績値	72,944人	88,843人	—	—	—

1-⑤ 放課後児童の安全・安心な居場所の確保

留守家庭児童会など子どもが主体的に遊びや生活ができる場における、子どもの状況や発達段階を踏まえた育成支援を充実させるとともに、共働き世帯等が安心して子育てと仕事を両立できる環境を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
放課後の居場所の充実	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができる環境を整備するため、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、留守家庭児童会及び放課後子供教室を校内交流型で実施します。 また、令和7年度からねやがわスクールパーク事業において、通学児童の更なる居場所の充実を図るため、小学校の校庭が使用できる平日(長期学校休業期間中を含む。)に校庭を開放します。	社会教育推進課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
放課後子供教室開催回数	目標値	—	2,800回	2,850回	2,900回	2,950回
	実績値	2,745回	2,833回	—	—	—

施策 2

寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」

本市独自の「寝屋川教育」の推進により、子どもたちの「考える力」や「寝屋川方式の学習法」の定着などによる学力、体力の着実な向上を図るとともに、社会で強く生き抜くための力を育みます。

また、市民ニーズに寄り添った、寝屋川市だから学ぶことができる特色ある「寝屋川教育」を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名		基準値・実績値・目標値					
		R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国比（※1）	小学校	1.011	1.024	1.027			1.025
	中学校	0.978	0.989	0.999			1.015
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国比（※2）	小学5年生	51.85	51.70	51.95			52.20
	中学2年生	52.95	51.25	51.25			53.30

※1 全国平均を「1」とした場合の数値

※2 全国平均を「50」とした場合の数値

施策の展開

- ① 魅力あふれる“寝屋川教育”（取組数：1）
- ② “生き抜く力”の育成（取組数：10）
- ③ 学びを支える環境整備（取組数：14）
- ④ 教職員の働き方改革の推進（取組数：2）

<DXの推進>

学校・家庭間の連絡のオンライン化、校務支援システム及び学習支援アプリ等の導入により、業務の効率化を図り、子どもと向き合う時間の確保と、更なる働き方改革を進めます。

また、オンライン・オンデマンド・集合を効果的に組み合わせた教職員研修を実施します。

2-① 魅力あふれる“寝屋川教育”

施設一体型小中一貫校を新たなまちづくりのメインアイコンとして位置付けるとともに、全市的な小中一貫校への移行を推進し、市民ニーズに寄り添った、寝屋川市だから学ぶことができる特色ある“寝屋川教育”の確立を目指します。

《取組》

取組名	概要	担当課
小中一貫校の設置 (グラウンド等の整備) 〔令和6年度に完了〕	これまでの小中一貫教育の成果や国における小中一貫教育の制度化を踏まえるとともに、まちづくりを先導し、周辺地域に影響を及ぼすなど、新住民を呼び込む訴求効果のある小中一貫校の設置に伴う取組として、旧校舎解体工事やグラウンド整備工事等を行います。	施設給食課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
小中一貫校の設置 (グラウンド等の整備) 〔令和6年度に完了〕	教育環境の更なる充実を図るため、施設一体型小中一貫校の設置に伴う取組として、旧校舎解体工事やグラウンド整備工事等を行います。	施設給食課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 望が丘小・中学校のグラウンド整備工事等の進捗率	目標値	—	100%	—	—	—
	実績値	令和6年度から工事実施	100%	—	—	—

2-② “生き抜く力”の育成

ディベート教育や道徳教育等を通じ、情報活用力、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性の醸成を図り、「考える力」を育みます。また、「考える力」をベースに、学力や体力を確実に身に付けさせることにより、“生き抜く力”を育みます。

《取組》

取組名	概要	担当課
考える力、学力、体力の育成	「考える力」を育み、子どもたちの、「考える力」をベースとした確かな学力・体力の育成を図るため、ＩＣＴ機器を活用した“分かりやすい授業づくり”、言語活動や学び合いを大切にした授業改善に努めるとともに、ディベート教育、道徳教育などを推進します。	教育指導課
学校教材・教具等の充実	児童・生徒の学校内での学習環境を整備し、小・中学校における教育活動を円滑かつ十分に進めるため、授業等において必要な教材・教具等の充実を図ります。	教育指導課
開かれた学校づくり	開かれた学校づくりを推進し、児童・生徒の豊かな人間性、社会性等を育むため、教育活動支援人材等を様々な場面で活用します。	教育指導課
人権教育の推進	児童・生徒一人ひとりが人権問題に対する知識・技能・態度を身に付けることができるよう、また、人権感覚の更なる醸成を図るとともに、いじめや差別をなくすために主体的に判断し、行動できる力を育てるため、人権教育を推進します。	教育指導課

取組名	概要	担当課
支援教育の推進	「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、合理的配慮の基礎となる学校づくり、集団づくりをより一層進め、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行います。	教育指導課
教育指導業務	学校の目指す児童・生徒像の実現に向けた教育活動の充実を推進するため、各小・中学校への教育指導・助言を行います。	教育指導課
児童生徒の支援	改訂された生徒指導提要に基づき、“チーム学校”として、いじめ・不登校・虐待等、児童・生徒を取り巻く諸問題の早期発見・早期対応、未然防止に向けた生徒指導体制の充実を図るとともに、子どもの規範意識の醸成や人間関係能力の育成、問題解決力のより一層の育成を図ります。	教育指導課
英語村（英語力向上プラン）事業の推進	英語に慣れ親しんだり、日頃の授業で学んだことを活かしたりする活動を通して、英語が通じた喜びを実感させ、学ぶ意欲を高め、コミュニケーション力の向上を図るため、英語を使う必然性のある場としての就学前英語村、小学校英語村、中学校英語村を実施します。	総合教育研修センター
教職員研修等の推進	中核市として、市の施策や最新の国・府の動向等を踏まえ、研修内容の工夫・充実を図り、教職員の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」を実現し、資質能力の向上を図るとともに、「寝屋川教育」の確立を目指した調査・研究、研修を引き続き実施します。 また、ディベート教育や、探究型授業等の教育を学ぶため、重点的に実践する学校等へ市立小・中学校の教職員を派遣します。	総合教育研修センター
総合教育研修センター運営・管理業務	教職員の資質向上を目指した研修や研究活動や教育支援センターが行う教育相談、登校状況改善に向けた登校支援教室、教育委員会・学校・教職員が企画する会議等への貸館業務が円滑に実施できるよう、施設の警備・安全管理、施設設備に係る保守・点検、修理、維持管理等を行います。	総合教育研修センター

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
寝屋川市 部活動指 導員の派遣	中学校における部活動の拠点校を拡充させ、生徒の部活動の選択の幅を拡大させることで、学童期から継続してきた活動を中学校でも継続できる環境を整備するとともに、専門性の高い部活動指導員の人材確保を各連盟や団体とも連携しながら配置することで、生徒に質の高い指導を提供するだけでなく、教職員の指導時間の負担軽減による教員の働き方改革も進めます。	教育指導課
寝屋川方 式による教 育の推進	子どもたちの「生き抜く力」の育成を目指すため、D-1 グランプリ（ディベートマッチ）を始めとするディベート教育等による「考える力」を育成します。 また、子どもたちの主体的な学びに向けた探究型授業等と、これまで寝屋川市が培ってきた教育法を合わせた「ねやがわスタンダード」を確立し、「学力」、「体力」、「非認知能力」の向上を図ります。	総合教育研修 センター

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 話し合う活動を通じて自 分の考えを深めたり、広げ たりすることができる児 童・生徒の割合（※）	目標値	—	77.1%	78.3%	79.5%	80.8%
	実績値	74.4%	80.3%	—	—	—

※ 全国学力・学習状況調査質問紙調査における質問の 1 つであり、同質問に対し肯定的に回答した児童・生徒の割合

2-③ 学びを支える環境整備

「公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画及び「学校園施設の長寿命化計画」に基づき、中長期的な維持管理及び施設整備に係るトータルコストの縮減、補助金等財源の確保など、財政負担の平準化を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
就園支援	幼稚園への就園を支援するため、幼稚園保育料等は無償化し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム」に基づく事業を私立幼稚園で実施し、幼児教育の普及・充実を図ります。	保育課
学校環境整備業務	安全安心な環境を整備するため、小学1・2年生児童の保護者にGPS端末を貸与し、子どもの位置情報が確認できる体制を確保します。 また、快適な学校生活を送ることができるよう、小学校校庭の芝生の維持管理に対する補助を行うなど、学校環境の整備を進めます。	教育政策総務課
就学援助	義務教育の円滑な実施を図るため、市立、国立及び私立小・中学校並びに大阪府立の中学校に通う児童・生徒を就学援助の支給対象者として、経済的事情により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	教育政策総務課
学校備品等の充実	学校運営が円滑かつ合理的に行われるよう、学校長の学校経営の視点でコスト、計画性、優先度等を踏まえた予算配当と執行を支援するとともに、小・中学校の規模、環境、活動等を踏まえた設備等の充実を図ります。	教育政策総務課
教育委員会会議業務	教育行政を円滑に進め、更なる充実を図るため、教育等に関する例年の案件に加え、随時協議が必要となる案件について教育長及び委員が協議する定例会（毎月1回）及び臨時会を開催します。	教育政策総務課
教育委員会事務局管理業務	教育委員会事務局内の各担当者において業務や事業を円滑に進めることができるよう、基礎・基本的な事務である文書処理や、報償費、消耗品、旅費、食糧費等における管理全般の適正な事務を執行します。	教育政策総務課

取組名	概要	担当課
学校園施設の経年化対策	児童・生徒が安全・安心な学校園生活を送ることができるよう、「学校園施設の長寿命化計画」に基づき、学校園施設の劣化対策を計画的に実施します。	施設給食課
学校給食の運営	児童・生徒の心身共に健全な発達を促進するため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食に係る業務のより効率的・効果的な運営に取り組めます。	施設給食課 学校給食センター
学校園施設管理業務	児童・生徒が安全・安心な学校園生活を送ることができるよう、学校園施設に係る各種保守点検、修理等の維持管理及び、設備等の安全対策を適切に行います。	施設給食課
きめ細かな学習指導の充実	児童・生徒一人ひとりへの、よりきめ細かな学習指導・学級指導の充実を図るため、全小・中学校への少人数教育推進人材や、必要とする小・中学校へ学力向上支援人材を派遣します。	学務課
学校規模の適正化	特色ある学校づくりを進めるとともに、小学校就学時に教育委員会が指定する小学校と同一中学校区内のもう一つの小学校を選択できることで、保護者・児童の多様なニーズに応えます。	学務課
通学路の安全対策	通学路交通安全対策検討委員会において、関係機関と通学路の安全対策を検討します。 通学路の安全確保を図るため、通学路の路側帯等の必要箇所へのカラー舗装の施工や、カラー舗装施工後の劣化箇所への補修等を行います。	学務課
学校園保健衛生の推進	園児、児童・生徒の健康保持・増進を図るため、結核予防、心臓検診などの検診業務や就学時健康診断などを適切に実施するとともに、関係機関との連携や他自治体との情報交換を通じ、運営体制をより充実します。	学務課
就学援助（医療費）	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的事情により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校病の治療に要した経費などの援助を行います。	学務課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
子どもを守る 位置情報 (GPS)サー ビスの運用	児童の安全・安心を確保するため、保護者の携帯端末等で自身の子どもの位置情報が随時確認できるよう、市立小学１・２年生に通信端末（GPS）を貸与します。	教育政策総務課
学校園施設 の環境整備	児童生徒が安全で快適に学べる教育環境を確保するため、プール改修、屋内運動場の屋根・床改修工事及びトイレ洋式化など、学校園の施設環境の充実を図ります。	施設給食課
学校給食の 充実	更に温かくおいしい給食を目指し、学校給食全般の充実を図るため、拡大親子方式への完全移行に向けた栄養管理システムの継続運用及び給食調理場の施設整備の推進を始め、費用や負担、提供方法など学校給食の在り方について、総合的な見直しを進めます。	施設給食課 学校給食センター
子育て支援 としての中 学校給食の 無償化	市独自の子育て支援策として、中学校の時期は特に生活費や教育費の負担が大幅に増えることを考慮し、中学校給食の無償化を行うことで、対象生徒を養育する子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	施設給食課 学校給食センター
寝屋川市 学校給食セ ンターの設 置・運営	中学校給食について、更に温かくおいしい給食を目指し、学校給食の全般の充実を図るため、寝屋川市学校給食センターの設置及び安定した運営を進めます。	学校給食センター

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 小中学校トイレ洋式化の 整備率	目標値	—	46.8%	70.7%	100%	—
	実績値	41.9%	46.8%	—	—	—

2-④ 教職員の働き方改革の推進

子どもと関わる時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、教職員の業務の適正化を図り、長時間労働の解消に向けた教職員の働き方改革を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
教職員人事管理業務	大阪府教育庁との連携を密にするとともに、学校長からの情報を把握した上で、学校の更なる活性化を図るために、適切な教職員人事配置を行います。	学務課
学校運営・管理業務	教職員が子どもと関わる時間を確保し、効果的な教育活動を行うとともに、教職員の健康の保持増進を図り、教職員の働き方改革につなげるため、教職員の勤務時間を適切に管理し、業務の改善や効率化を推進します。 学務情報システムを活用し、学務情報を一元的に管理することで、効率的な学校運営管理を行います。	学務課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
学校出退勤システムにおける教職員の1か月当たりの平均時間外勤務時間	目標値	—	19.5時間	13.0時間	6.5時間	0.0時間
	実績値	32.0時間	23.2時間	—	—	—

施策3 子どもを全力で守り抜く

寝屋川方式の「教育的アプローチ」（学校・教育委員会）、「行政的アプローチ」（市長部局「監察課」）、「法的アプローチ」（外部機関）の3段階アプローチによるいじめ対策を着実に実施し、いじめをしない、させない、許さないといった意識の醸成を図ります。

また、市、警察、関係機関、地域全体が連携し、迅速、的確な対応を行うことにより、虐待から子どもの命と尊厳を守るとともに、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりなどを進めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
いじめ事案への行政的アプローチによる平均対応日数（※1）	29日	23日	16日			13日
児童千人当たりの児童虐待通告件数	5.9件	16.4件	17.0件			7.2件（※2）

※1 市長部局による調査・対応により、いじめ行為が止むまでに要した日数

※2 児童虐待の通告を促進することにより、虐待の早期発見・早期対応を図ることを目指すものです。

施策の展開

- ① 子どものいじめ対策の推進（取組数：2）
- ② 子どものセーフティネットの確保（取組数：3）
- ③ 地域全体で子どもを守る（取組数：3）

<DXの推進>

いじめの通報・相談対応や教育相談の実施に当たり、市公式アプリ「もっと寝屋川」やSNSなどのオンライン窓口を運用し、相談等の促進・利便性の向上とともに、予約状況のシステム管理による事務の効率化を図ります。

また、青少年リーダー育成事業の募集などにおいて電子申請システムを活用することにより、申込者の増加や名簿作成等の事務の効率化を図ります。

3-① 子どものいじめ対策の推進

寝屋川方式の「教育的アプローチ」（学校・教育委員会）、「行政的アプローチ」（市長部局「監察課」）、「法的アプローチ」（外部機関）の3段階アプローチによるいじめ対策を継続しながら、全児童・生徒へのいじめ通報促進チラシの配布などによる積極的な情報収集やいじめに関する予防教育プログラムの実施など、いじめの未然防止施策を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
子どものいじめ防止対策推進事業	市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの即時停止を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	監察課
教育的アプローチによる子どものいじめ対策の推進	市立小・中学校において、校内いじめ対策委員会による組織的な対応を行い、年間4回以上のアンケートの実施、相談体制の充実、市監察課との連携による早期発見・早期対応とともに、いじめを起こさせない集団づくりに努めます。	教育指導課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
子どものいじめ対策の推進	市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的にいじめ事案に関与し、いじめの即時停止を図るとともに、通報相談窓口の設置やいじめ通報促進チラシの配布に加え、いじめ事案に対する法的手続に必要な経費の一部を補助する等、いじめ防止対策を推進します。	監察課
人として当たり前に生きる権利を考えるつどいの開催〔再掲（施策10）〕	全ての人が安心して平和に暮らせる人権尊重のまちづくりを推進するため、人として当たり前に生きる権利を考えるつどいを開催し、幅広い世代の市民があらゆる人権問題について正しい理解と認識を深め、身近に感じてもらう機会を提供します。	人権・男女共同参画課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 監察課への通報・相談件数	目標値	—	159件	167件	175件	184件
	実績値	151件	186件	—	—	—

3-② 子どものセーフティネットの確保

市、警察、関係機関、地域等が連携を強化し、子ども及び保護者に対する総合的な支援を実施するなど、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

教育、学校生活等に関する教育相談及び講座の実施や不登校児童・生徒の自立支援を行い、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりを進めます。

《取組》

取組名	概要	担当課
児童虐待防止対策等の推進	要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースの対応状況の管理を徹底するとともに、こども家庭センターを設置し全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行い、妊娠期から子育て期の支援を一体的に実施し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び被害児童等の支援・援助に取り組みます。 また本来、大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行うことで負担を抱えるヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と共に適切な支援の充実に取り組みます。	こどもを守る課
孤立しがちな家庭への支援	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境の整備を図るため、子ども食堂の開設・運営の支援等を行います。	こどもを守る課
教育支援	保護者、教職員、児童・生徒からの教育相談を受け、学校を通して地域や関係機関とも連携を図りながら、相談者に対する効果的な支援を行います。 また、児童・生徒の登校状況を改善する事業を通して、不登校などにより、学校や社会との関係性が薄くなっている児童・生徒の自立を支援します。	総合教育研修センター

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
児童千人当たりの児童虐待相談件数	目標値	—	56.3件	57.6件	58.9件	60.2件
	実績値	54.0件	62.8件	—	—	—

3-③ 地域全体で子どもを守る

子育てやしつけに、悩みや不安を抱く家庭を総合的に支援するため、家庭教育サポートチーム事業等による家庭教育支援の強化や学校・家庭・地域の協働の取組を充実します。また、「青少年の居場所」事業を拡充するなど、教育と福祉の連携強化を推進し、全ての子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
教育コミュニティの充実	学校・家庭・地域の連携により、幅広い地域住民や保護者等の参画により、体験活動などの取組を促進し、地域全体で子どもの成長を支え、青少年の健全育成を推進します。	社会教育推進課
家庭教育の充実	家庭教育サポートチーム事業等による家庭教育支援の強化や、安全見守り隊活動の活性化を支援するなど、学校・家庭・地域との協働の取組の充実に努めます。 また、青少年の居場所事業の拡充を図るなど、教育と福祉の連携強化を推進します。	社会教育推進課
青少年教育の充実	青少年リーダー育成事業について、ボランティア等の社会貢献活動及び異年齢交流を通じて社会性を育むなど、次世代を担う青少年リーダーの育成支援を行います。 また、青少年の健全育成につながる教育環境の整備を推進するため、青少年が安全・安心に集える青少年の居場所を継続的に運営します。	社会教育推進課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
学校安全体制の推進	地域の子どもたちを地域で守り育てる環境を整えるため、各小学校区の「子どもの安全見守り隊」及び各家庭や事業所での「こども110番の家」への協力による登下校時の見守り活動を実施します。	社会教育推進課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★「こども110番の家」協力件数	目標値	—	3,321件	3,331件	3,341件	3,351件
	実績値	3,311件	3,123件	—	—	—

施策4

ポテンシャルをフル活用した都市基盤整備

本市には京阪沿線、JR学研都市線沿線の2つの鉄道軸があります。駅周辺を中心として、それぞれの地域の強みを活かしたまちづくりを計画的に進めます。

京阪沿線については、幹線道路の拡幅や駅・線路の高架化を推進するとともに、老朽住宅の除却や空き家の利活用等を図るなど、まちのリノベーションを進めることで都市の成熟度、洗練度を更に高めます。

また、JR学研都市線沿線においては、第二京阪道路、寝屋川公園という広大かつ優良な府営公園や生駒山系の山並みが迫る緑豊かな環境などのポテンシャルを有効に活用し、新住民を誘引するための新たな都市ブランドの創出に取り組みます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
空き家流通に係る所有者等同意取得数の累計	令和2年度から事業実施	72件	87件			190件
地籍調査の実施率	4.5%	5.3%	5.5%			7.7%

施策の展開

- ① 2つの鉄道軸の相互成長による魅力的なまちづくり（取組数：5）
- ② 安全で快適な住環境の保全（取組数：5）
- ③ 地籍の明確化による土地活用の促進（取組数：1）
- ④ 生活道路の環境改善（取組数：1）
- ⑤ まちの未来を切り拓く道路整備（取組数：6）
- ⑥ 生活に寄り添う交通環境の確保（取組数：4）

<DXの推進>

空き家の所有者情報や状況などの住宅政策に係るデータを住宅政策支援システムにおいて一元管理することにより、事務の効率化を図ります。

4-① 2つの鉄道軸の相互成長による魅力的なまちづくり

京阪沿線エリア及びＪＲ学研都市線沿線エリアが互いに成長し、市域全体が継続的に発展することを目的とする「２軸化構想」の実現化策を推進するとともに、都市格向上による持続可能な住みよいまちの実現に向けて、市内各駅を中心拠点や生活拠点に都市機能の立地を誘導し、まちの魅力を高め、子育て世代の定住・流入の促進を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
２軸化事業の推進	２軸化構想のポテンシャルエリアのうち、寝屋川市駅周辺エリアの地域の強みやポテンシャルを活かしたまちづくりや、「かやしまりノベーションプロジェクト」による萱島駅周辺エリアの総合的かつ計画的なまちづくりを検討・推進するとともに、その他のポテンシャルエリアについても実現化方策の検討を行い、２つの軸の相乗効果によるまちのポテンシャルの最大化を図ります。 また、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する、市民サービスの「ターミナル化」を進めます。	都市一課
都市計画決定・管理業務	都市計画の基本的な方針である「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に即し、土地利用、都市施設の整備、市街地開発に関する都市計画決定や管理を行います。	都市一課
寝屋二丁目・寝屋川公園地区のまちづくりの推進	子育て世代の誘引につながる魅力的で利便性の高いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業の事業化に向けた取組を行います。	都市一課
国松地区のまちづくりの推進	国松土地区画整理事業を推進することにより、魅力と活力ある緑豊かな住宅地を形成し、子育て世代に選ばれるまちの創出を図ります。	都市一課
京阪本線連続立体交差事業の推進	大阪府、枚方市、京阪電気鉄道株式会社と連携を図りながら道路占用物件の移設等を進め、引き続き鉄道高架化工事を行うとともに、高架下の効果的な活用の検討を進めます。	道路建設課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
寝屋川市駅周辺の整備	都市計画道路対馬江大利線の整備や、ターミナル化の推進を踏まえ、安全な交通体系と利便性の向上はもとより、新たな価値と魅力の創出を目指し、寝屋川市駅前広場のリニューアルなど、本市の玄関口としてふさわしい空間整備を推進します。	都市一課
萱島駅周辺エリアの「まちづくりの将来ビジョン」に基づく取組（かやしまリノベーションプロジェクト）	萱島駅周辺エリアの強みやポテンシャルを活かしつつ、新たな価値と魅力を創出することで、持続的なまちの発展につながるよう、まちづくりの将来像等を定めた「まちづくりの将来ビジョン」に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。	都市一課
ターミナル化の推進〔再掲（施策５）〕	市民サービスの最適配置の実現と利便性の向上を図るため、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する、市民サービスの「ターミナル化」を推進します。	都市一課 都市二課
寝屋二丁目・寝屋川公園地区のまちづくりの推進	子育て世代の誘引につながる魅力的で利便性の高いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業の事業化に向けた取組を行います。	都市一課
国松地区のまちづくりの推進	国松土地区画整理事業を推進することにより、魅力と活力ある緑豊かな住宅地を形成し、子育て世代に選ばれるまちの創出を図ります。	都市一課
立地適正化計画の改定〔令和６年度に完了〕	立地適正化計画策定後の社会経済情勢の変化や関係法令の改正、本市のまちづくりの事業進捗等を踏まえた改定を行います。	都市一課
京阪本線連続立体交差事業の推進	本市北部地域の交通渋滞の解消と、鉄道で分断されている市街地の一体化による都市機能の向上を図るため、京阪本線の連続立体交差化を推進します。	道路建設課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 国松地区まちづくりの進捗率	目標値	—	59.5%	89.2%	100%	—
	実績値	令和６年度から事業実施	58.9%	—	—	—

4-② 安全で快適な住環境の保全

活用可能な空き家について、市場への流通を促進させ、使用目的のない空き家の増加を抑制させるとともに、空き家所有者に対して適正管理の啓発による危険空き家の解消に努めることで、住環境の保全、地域の活性化を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
市営住宅の管理運営業務	各種関係法令に基づき、市営住宅入居者に対し家賃等の請求、収納、延滞督促等の運営業務を行います。 「公営住宅法」に基づき、市営住宅の適切な維持等の管理業務を行い、入居者に安定した生活空間の供給を行います。	都市三課
計画的な住宅施策の推進	空き家の利活用を促すため、不動産流通に関わる専門事業者からなるプラットフォームを活用して、空き家の流通を図るとともに、市民サービス部と連携し、納税通知書に空き家関連等のチラシを同封することで、除却補助事業等の周知啓発を強化し、危険な空き家の除却を促進します。	都市三課
空き家の適正管理の推進	管理不十分な空き家は老朽化を早めるだけでなく、地域の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き家所有者等に対して適正管理への意識醸成を図ります。	都市三課
良好な住宅地の供給の推進	良好な都市環境の保全及び形成を図るため、「都市計画法」「宅地造成及び特定盛土等規制法」による許可や、「開発事業に関する指導要綱」に基づく行政指導を適正に行います。	審査指導課
安全な建築物の供給の推進	安全な建築物の供給を推進するため、「建築基準法」及び関係法令に基づき、建築確認の審査や検査、許認可業務などを適正に実施します。 また、不特定多数の利用が想定される建築物において、定期報告制度を活用し、適法かつ安全な建築物の維持管理に寄与します。	審査指導課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
借上住宅 事業の推進	老朽化が進む市営住宅に対応するため、公的賃貸住宅等の空き家ストックを活用した借上住宅への移転を進めるとともに、同敷地を新たな住宅開発エリアとして活用することで、新住民の誘引につなげます。	都市三課
空き家流通 の推進	空き家の利活用を促進するため、不動産流通に関わる専門事業者からなる「寝屋川空き家流通推進プラットフォーム」を活用して、市場への流通を図るとともに、市内流入を促すため除却補助金を交付します。	都市三課
優良建築物等表彰の 実施	市民及び事業者がより良い住環境に対する意識向上を図るため、良好な住環境を生み出している優れた建築物、住宅を表彰します。	都市三課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 空き家市場流通件数の 累計（※）	目標値	—	23件	28件	33件	38件
	実績値	13件	55件	—	—	—

※ 寝屋川空き家流通推進プラットフォームにて市場流通した件数の累計

4-③ 地籍の明確化による土地活用の促進

地籍調査を都市計画道路等の事業やまちづくりに併せて行うとともに、地域協働協議会等からの要望に基づき、定住促進につながるよう順次実施します。

《取組》

取組名	概要	担当課
地籍調査の促進	かやしまリノベーションプロジェクトを推進するため、地籍調査を計画的に実施します。	道路管理課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
地籍調査の推進	市内への定住の促進、災害復旧の迅速化、課税の適正・公平化、土地の流動化及び都市基盤整備の推進のため、地籍調査を実施します。	道路管理課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 地籍調査の実施面積の累計	目標値	—	135.6ha	144.2ha	151.1ha	156.5ha
	実績値	124.6ha	135.9ha	—	—	—

4-④ 生活道路の環境改善

地域と協働し、狭あい道路の拡幅整備や私道を含む生活道路等の整備を行うなど、生活道路の環境改善を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
住みよいまちの創出	ふるさとリーサム地区において、地域と協働し、ゆとりと潤いのある住環境整備を進めるため、街なみ環境整備方針に基づき、防災軸となる道路の用地買収業務及び整備工事を行います。	都市三課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ふるさとリーサム地区のまちづくりの推進	ゆとりと潤いのある住環境整備を進めるため、ふるさとリーサム地区まちづくり協議会との協働により、「街なみ環境整備方針」に基づき、防災軸となる道路の整備等を実施します。	都市三課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 街なみ環境整備事業 （ふるさとリーサム地区） の進捗率	目標値	—	88.0%	100%	—	—
	実績値	39.1%	82.5%	—	—	—

4-⑤ まちの未来を切り拓く道路整備

都市計画道路対馬江大利線について、交通の利便性と安全性の向上、災害時における延焼遮断帯としての整備を進めます。また、未整備の都市計画道路の早期事業化により、安全性の確保とアクセス性の向上、緊急車両の通行帯の確保を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
安全で快適な道路環境の確保	「橋梁長寿命化修繕計画」や「舗装修繕計画」に基づき、優先順位を定め、計画的に道路の修繕等を実施します。 また、日常のパトロールに加え、道路サポーター制度、市公式アプリ「もっと寝屋川」による市民からの危険箇所通報等の活用により、更なる道路施設の適切な管理を行います。	道路管理課
交通安全施設の整備	歩行者、自転車等の通行の安全確保及び自動車交通の円滑化を図るため、道路反射鏡、街路灯、道路区画線等の整備を行います。 また、教育委員会と連携し、引き続き通学路の安全対策を行います。	道路管理課
対馬江大利線（密集住宅地区区間）の整備	災害に強い市街地の形成と住環境の改善を図るため、延焼遮断効果を高めるとともに、歩行者、自転車等の安全確保と寝屋川市駅へのアクセス性の向上を目指し、都市計画道路対馬江大利線の整備を推進します。	道路建設課
萱島讃良線の整備	都市計画道路寝屋川大東線、第二京阪道路につながる交通ネットワークの形成や、延焼遮断帯としての効果に留まらず、萱島駅周辺エリアのまちづくりやメインアイコンとして、新たな価値と魅力を創造する南寝屋川公園など、各事業間の相乗効果や波及効果が発揮できるよう、計画的に事業を推進します。	道路建設課

取組名	概要	担当課
生活道路の整備	道路事業の残地等の未利用地について整理を行い、計画的に売払いを進めます。 地元要望等を踏まえ、道路拡幅整備、歩道設置工事等を検討します。	道路建設課
大阪府事業等の推進	都市計画道路梅が丘高柳線、都市計画道路千里丘寝屋川線及び都市計画道路対馬江大利線（大阪府施行区間）の供用開始に向け、大阪府と連携し、事業協力を行います。 また、大阪府都市計画街路事業促進協議会において、会員相互の連絡調整会議、研修会・講習会等に参加し、大阪府内の都市計画街路事業の促進を図ります。	道路建設課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
都市計画道路対馬江大利線の整備	災害に強い市街地の形成と住環境の改善を図るため、延焼遮断効果を高めるとともに、歩行者、自転車等の安全確保と寝屋川市駅へのアクセシビリティの向上を目指し、都市計画道路対馬江大利線の整備を推進します。	道路建設課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★都市計画道路対馬江大利線事業における道路整備進捗率	目標値	—	100%	—	—	—
	実績値	21.4%	100%	—	—	—

4-⑥ 生活に寄り添う交通環境の確保

歩行者・自転車の安全を確保するとともに、市民ニーズに応じた交通アクセスの改善やまちの状況などを踏まえ、公共交通サービスの充実と利用促進を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
安全で快適な交通環境の確保	道路利用者の安全を確保するため、道路反射鏡（カーブミラー）の方向修正や取替作業を行い、適正に管理します。	交通政策課
放置自転車等対策の推進	公共の場所の良好な環境を確保するため、自転車等を放置しようとする人に対する指導啓発及び放置された自転車等の撤去を行います。 また、撤去自転車等の保管、所有者への引取通知及び返還、並びに引取りのない自転車等の売却処分等を行います。	交通政策課
公共交通等の充実とサービスの向上	バスの交通空白地域の解消と、シルバー世代等の移動手段を確保する公共交通サービスの利用促進や改善など施策の実現に向け、「地域公共交通計画」に基づき、交通事業者等と協議を行います。	交通政策課
交通安全意識の啓発・安全教育の推進	交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動に伴う街頭啓発運動、安全教室、交通安全講習会などを実施し、交通事故の抑止に努めます。 また、「自転車安全利用条例」に基づく講習会や令和8年度からスタートする自転車の交通反則通告制度（青キップ）の周知の実施など、交通安全教育の充実を図ります。	交通政策課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
乗合い事業の推進	公共交通空白地域におけるシルバー世代等の移動手段を確保し、外出促進を図るため、タクシーを利用したオンデマンド型の公共交通サービスを実施します。	交通政策課
バス利用の促進	シルバー世代等の公共交通（バス・電車）の利用促進を図るため、交通系ＩＣカードを活用した公共交通利用促進補助事業を実施します。	交通政策課
地域公共交通の利便性の向上	地域公共交通サービスの維持と更なる利便性の向上を図るため、地域公共交通計画に基づき、地域公共交通の利用促進に向けた取組を推進します。	交通政策課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ ねやBUS事業における 利用者数	目標値	—	185,731人 (※)	185,731人 (※)	185,731人 (※)	185,731人 (※)
	実績値	令和6年度 から事業実施	122,695人	—	—	—

※ 「地域公共交通計画」において今後より一層の少子高齢化に伴う人口減少が進む中、地域公共交通サービスは現状維持を目標値としているため、令和6年度から令和9年度までの目標値を同じ数値としています。

施策 5

将来を見据えた公共施設の集約・複合化

公共施設の老朽化の進行や超高齢社会の到来に加え、ICTを活用したオンラインサービスなど行政サービスの高度化が進むことを考慮し、現行の市役所機能が分散した公共施設配置の見直しを進め、駅周辺への市民サービスのターミナル化を図るなど、将来を見据えた公共施設の集約・複合化を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
公共施設の延床面積削減率	—	3.3%	3.8%			5.0%
未利用資産（用地）の利活用率	—	32.0%	32.0%			50.0%

施策の展開

- ① 公共施設の最適配置の実現（取組数：3）
- ② 計画的な施設管理の推進（取組数：5）
- ③ 持てる資産の有効活用（取組数：2）

<DXの推進>

（仮称）駅前庁舎全体をデジタル技術等で設え、市民の利便性の向上、効率的・効果的な窓口運営等を推進します。

5-① 公共施設の最適配置の実現

各公共施設の立地場所及び機能・用途を検証し、市民ニーズや施設の利用状況等を考慮した上で、集約・複合化も含め公共施設全体の総量抑制、最適配置を図ります。

将来の市民サービスの在り方等を見据え、駅周辺に市民が必要とする行政機能を集約する市民サービスのターミナル化を進めるとともに、I C Tを活用した行政サービスのデジタル化を進め、対面ではなくオンラインでのサービス提供を可能とすることで市民の利便性向上を図ります。

市民サービスの利用者及び地域住民の視点から、駅周辺に集約することが望ましい行政機能と地域にあるべき機能を有する施設の区分を行い、地域に立地することで地域住民の利便性が高まる施設については、地域の活性化、市民活動の拠点となるよう機能の充実、強化を進めるとともに、集約・複合化も含めた地域内での施設の最適配置を行うことで利用率・稼働率の向上を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
シャトルバス 運行業務	市民の行政手続の利便性確保のため、公共施設間のアクセスとして、市役所本庁、保健福祉センター、池の里市民交流センター間をつなぐシャトルバスを運行します。	資産管理課
池の里市民 交流セン ター（福祉 行政機 能）管理 業務	大阪府北部地震の影響を受け、臨時的に総合センターから池の里市民交流センターに移転した福祉機能等に係る業務が円滑に行えるよう、施設の適切な管理運営を行います。	福祉総務課
公共施設 等総合管 理計画の推 進	「公共施設適正化検討方針」を踏まえた実行計画等により、施設総量のダウンサイジングと市民サービスの充実・強化の同時実現を目指します。	都市二課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ターミナル化の推進	市民サービスの最適配置の実現と利便性の向上を図るため、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する、市民サービスの「ターミナル化」を推進します。	都市一課 都市二課
公共施設等の総合的な管理の推進	「公共施設適正化検討方針」に基づき各施設の方向性等について検討を進めるとともに、当該方針を踏まえた実行計画等により公共施設等の複合化や更新、長寿命化等を計画的に推進し、施設の適正規模及び適正配置、財政負担の軽減・平準化を図ります。	都市二課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 駅前への公共施設集約面積の累計	目標値	—	11,111㎡	15,827㎡	15,827㎡	18,857㎡
	実績値	11,111㎡	11,111㎡	—	—	—

※ 集約化予定施設がないため、令和 6 年度は令和 4 年度と、令和 8 年度は令和 7 年度と、それぞれ同じ数値としています。

5-② 計画的な施設管理の推進

計画的な改修・更新に加え、予防保全型の維持管理を進めることで、財政負担の軽減・平準化、施設の長寿命化を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
公共施設の災害復旧	降雨、暴風、地震等の自然災害が起きた場合に、被害を受けた公共施設等を復旧するため、修繕工事を行います。	財政課
庁舎管理業務	財政負担の軽減及び施設の長寿命化を推進するため、本庁舎施設・設備の維持管理について、劣化現象が発生してから対応する事後保全ではなく、定期的な点検結果に基づき優先順位を付けた上で、計画的な改修・更新を行う予防保全に取り組みます。	資産管理課
サービスゲート管理業務	サービスゲートの施設及び設備の適切かつ適正な維持管理を行い、長寿命化等の視点を持った、予防保全型の施設管理を計画的に進めます。	総務担当
保健福祉センター管理業務	引き続き保健福祉センターの施設及び設備の適切かつ適正な維持管理を行い、施設の長寿命化等の視点を持った、予防保全型の施設管理を計画的に進めます。	保健総務課 健康づくり推進課
市有建築物営繕工事設計・監理等事務	施設管理者からの依頼に基づき、市有建築物営繕工事の設計、積算を行います。 また、発注された工事に対し、設計図書に基づいて設計意図の伝達や設計品質管理を行い、公共工事の品質確保に努めるよう工事監理を行います。 「建築基準法」第12条に基づく、特殊建築物等点検調査について、建物の現状調査委託を行い、施設管理者へ具体的な対応等詳細を報告します。	建築営繕課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
有形固定資産減価償却率の想定と実数の差 (累計) (令和3年度以前を除く。) (※)	目標値	—	△2.54ポイント	△3.20ポイント	△3.86ポイント	△4.52ポイント
	実績値	△1.22ポイント	△7.24ポイント	—	—	—

※ 有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合

想定条件：建物等の増減なく、定額で償却した場合の数値

5-③ 持てる資産の有効活用

未利用資産の処分及び有効活用を推進するとともに、市有資産の積極的な情報公開を通じ、活用可能な資産の更なる掘り起こしを進めるなど、持てる資産の有効活用を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
公有財産 管理業務	固定資産台帳を常に最新の状態で管理・公表し、活用するとともに、不動産評価委員会の円滑な運営、所管部局への財産管理に関する助言、指導に取り組み、公有財産の適正な管理を行います。	資産管理課
普通財産 管理業務	普通財産を常に良好な状態で管理するとともに、売却や貸付けが可能な資産について、所管部局との調整を行いながら、より積極的な利活用を図ります。	資産管理課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
未利用資産の売却率 (令和3年度以前を除く。)(※)	目標値	—	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%
	実績値	1.0%	2.0%	—	—	—

※ 公共施設等総合管理計画個別計画（アクションプラン）で売却方針としている未利用地（令和3年度までに売却を完了した土地を除く。）のうち、売却が完了した未利用地面積の割合

施策6

働く場の創出と多様な人材の育成・確保

地域産業の創出、育成支援を推進し、地域経済の活性化が図られることにより、雇用の創出と機会の増加を図り、定住人口の増加に資する雇用の受け皿を確保します。

女性、若者、シルバー世代等の雇用機会の拡大と人材育成を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市内小売店舗の合計売場面積	215,246㎡	227,579㎡	235,858㎡			217,200㎡
法人の設立等件数（※）	251件	293件	296件			270件

※ 法人等設立（開設）・異動申告書に基づく件数

施策の展開

- ① 商業・工業・農業の振興（取組数：4）
- ② 魅力ある職住近接環境の創造（取組数：1）
- ③ やりたい仕事が見つかる就労支援（取組数：1）

<DXの推進>

事業者からの補助金申請手続など各種申請等手続のオンライン化を推進します。

6-① 商業・工業・農業の振興

市内経済の活性化につながる商業・工業・農業の活動や各分野を越えた交流、取組を支援するとともに、創業や新たな事業を促進し、産業の振興及び雇用の創出を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
商業振興に資する事業の推進	若者世代からシルバー世代までの様々なライフスタイルやニーズに対応した、利便性の高い買物環境の充実など、市内商業の活性化を推進します。	都市一課
工業振興に資する事業の推進	市内工業の活性化を推進するため、製造業を中心とした市内事業者の経営力や競争力の強化などを支援するとともに、市内企業、大学等の連携や交流を支援します。	都市一課
農業振興に資する事業の推進	新鮮で安全な地元農産物の消費拡大に向け、農業まつり等を通じ、都市農業についての周知・啓発を図ります。 また、経営の安定を図るため、市内農家に対して経営所得安定対策を実施します。	都市一課
産業振興センター管理業務	寝屋川市駅前の立地条件等を活かし、市内事業者への支援を始めとして、市の公共施設として市民ニーズに対応したより利便性の高い施設運営を行います。	都市一課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
商業活性化総合支援	市内商業の活性化を図るため、市内の事業者・商店街、及びその連合組織等が取り組む商業活性化事業や事業者の売上向上に寄与する事業、街の安全・安心に資する事業などに対し、その費用の一部を補助します。	都市一課
ねやがわパーク事業の開催	まちへの愛着の醸成及び地域経済の活性化を図るため、打上川治水緑地において、桜のライトアップ等季節に応じたパークイベントを開催します。	都市一課
中小企業経営・技術支援	市内中小企業の活性化を図るため、市内中小企業が実施する国や府補助金の獲得など、経営基盤や技術力の強化を目指す活動経費の一部を補助します。	都市一課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 市の支援策を活用し、商店街等の活性化及び空き店舗の活用並びに中小企業の技術・経営支援につなげた件数	目標値	—	20件	21件	22件	23件
	実績値	15件	20件	—	—	—

6-② 魅力ある職住近接環境の創造

2つの鉄道沿線を持つ交通利便性や大阪・京都都心へアクセスしやすい地理的優位性、さらには都市計画道路の整備や区画整理事業等のまちづくり事業の推進による地域ポテンシャルの高まり等を活かした企業誘致などを関係機関と連携して推進し、市内産業の活性化と雇用の創出を図ることで、魅力ある“職住近接”の環境づくりを進めます。

《取組》

取組名	概要	担当課
地域ポテンシャルを活かした事業の推進	2軸化構想を踏まえた地域ポテンシャルやまちづくりを活かした企業誘致等を進めるとともに、創業者に対する支援などに取り組みます。	都市一課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
萱島地区事業者誘致	萱島駅周辺において、市内外からの人の流れを呼び込むため、まちづくりの取組と連携し、当該地区のリノベーションに向けた魅力ある事業者の誘致を推進します。	都市一課
創業に対する支援	創業による新たなビジネスの展開や雇用の創出を促進し、地域の活性化を図るため、起業時等に必要な費用の一部を補助するとともに、関係機関との連携等による創業支援の充実を図ります。	都市一課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 市の支援制度を活用して創業・開業した年間事業者数	目標値	—	16件	17件	18件	19件
	実績値	7件	13件	—	—	—

6-③ やりたい仕事が見つかる就労支援

求職者の世代や多様な就労条件等のニーズに対応するよう、ハローワークを始め、近隣自治体等の関係機関と連携し、就労相談や面接会などの効果的な就労支援を行います。

《取組》

取組名	概要	担当課
地域就労支援事業の推進	ハローワークと連携して、様々な世代の求職者のニーズ・企業の求人ニーズを踏まえた就労支援事業を実施します。	都市一課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
就労に対する支援	ハローワークと連携した「地域就労支援センター」「就職面接会」「出張マガーズ」の取組により、様々な世代への就労を支援するとともに、企業の人材確保を支援します。	都市一課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 市が実施する就労支援事業で就労に結びついた年間人数	目標値	—	20人	21人	22人	23人
	実績値	13人	21人	—	—	—

施策 7

災害から命を守るための対策

災害時にも被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上を図るとともに、道路・橋・上下水道などの整備、強靱化や建築物の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。また、避難所における良好な生活環境を確保し、市民の命を守るための対策を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
住宅の耐震化率	82.1%	87.9%	88.5%			98.0%
水道管路の耐震化率	9.9%	13.3%	14.3%			16.0%

施策の展開

- ① 危機管理体制の充実（取組数：5）
- ② 地域防災力の強化（取組数：4）
- ③ 密集住宅地区の解消（取組数：1）
- ④ 建築物の安全性の確保（取組数：1）
- ⑤ 命の源“水”の確保（取組数：2）
- ⑥ 浸水に強いまちづくりの推進（取組数：4）

<DXの推進>

SNSを活用した情報発信により地域防災力の向上を図るとともに、デジタル技術の活用により危機管理体制を強化します。

7-① 危機管理体制の充実

南海トラフ巨大地震、台風、豪雨など市域に甚大な被害をもたらす大規模災害や複合災害などの危機事象に備え、危機管理体制の充実、強化を図るとともに、「地域防災計画」に基づく防災・減災対策を推進します。

複合災害や新種ウイルスの発生等に対応した新たな避難や避難所運営の体制を構築します。

災害・避難情報が住民の方々に迅速かつ的確に周知できるように、情報伝達の充実、強化を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
「地域防災計画」の推進	防災体制を充実するため、「地域防災計画」に基づき、「災害は必ず起こる」ことを念頭に、「公助」と「自助・共助」の仕組みを分けて防災施策を強化するとともに、非常用食料等の適切な管理や、地域住民と職員による合同訓練を実施します。 また、災害時の断水に備え、市民の命を守るための飲料水が確保できるよう、飲用に供する災害対策用井戸を市立小学校に設置します。	防災課
避難行動に対する支援体制の充実	避難行動要支援者名簿を更新するとともに、避難支援等関係者と連携を図り、避難体制づくりを推進します。	監察課 防災課
消防水利施設の維持管理業務	消防水利施設の消火栓、災害時における防火用水と飲料水を確保する耐震性貯水槽及び近畿運輸局大阪運輸支局内に整備した緊急時応急給水所の適切な維持管理を図ります。	防災課
国民保護計画の推進	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」により、有事などの不測の事態に際して、国民の避難救援などを示す「国民保護計画」の推進を図ります。	防災課
災害見舞金等の支給	「災害見舞金及び弔慰金の支給に関する規則」に基づき、災害により被災した市民又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給します。	防災課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
避難所へのダンボールベッド等の配備	南海トラフ地震に備え、計画的な備蓄物資の拡充を図るため、災害関連死防止の視点から各避難所にダンボールベッド及びプライバシー保護用 TENT を配備します。 また、平時には、地域で実施される防災訓練等の場でこれらの備蓄物品を用いた訓練を行います。	防災課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
災害応援協定数（累計）	目標値	—	103件	106件	109件	112件
	実績値	97件	102件	—	—	—
★ダンボールベッドを用いた 自主防災組織による防 災訓練の実施回数	目標値	—	—	—	1回	12回
	実績値	令和 8 年度から 事業実施			—	—

7-② 地域防災力の強化

防災用資機材の充実による防災力の強化を図るとともに、消防団や枚方寝屋川消防組合と連携しながら、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の更なる強化など、地域の自主的な防災活動を促進します。

地域活動団体等が作成する「地区防災計画」の作成支援を行うとともに、地域防災力の向上に向け、協力・連携を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
自主防災組織の支援	地域協働協議会（防災に関する部会）への地区防災計画の作成支援を行うとともに、各校区で作成した避難所開設・運営マニュアル及びトイレ衛生管理マニュアルに基づき避難所開設・運営が実施できるよう、各種支援を行います。	防災課
防災器材等の普及・設置の推進	防災行政無線の屋外子局を高性能スピーカーに更新するなど、音達区域が限りなく市内全域をカバーできるよう、整備します。また、A E D等を適切に運用するとともに、各市立小・中学校に配備している救助用資機材の維持・管理を行い、防災器材の充実を図ります。	防災課
非常備消防力の充実	消防団の団員基礎・特別教育訓練や規律訓練（停止間訓練）などの各種訓練の実施や消防装備・資器材の充実、団員の確保など、非常備消防力の向上を図ります。また、消防団屯所の維持管理に係る補助金制度の適切な運営を行います。	防災課
常備消防力の充実	常備消防力の向上につなげるため、消防施設や消防主力機械（車両等）の計画的な整備を図ります。また、枚方寝屋川消防組合への負担金の分担方法を含め、今後の在り方を検討してまいります。	防災課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
避難所開設・運営訓練等の実施	災害時に地域住民が主体となり、迅速な避難所の開設、円滑な運営ができるよう、職員との合同による避難所開設・運営訓練を行います。	防災課
救助用資機材の配備・運用	あらゆる災害に対応するため、市立小学校へ配備している救助用資機材を維持・管理し、地域協働協議会の防災に関する部会等と連携を図り、効果的な運用を行います。また、地域防災力向上のため、新たにエンジン式チェーンソーや給水コンテナ等を配備・導入します。	防災課
A E Dの運用	応急救護体制の強化を図るため、市内のコンビニエンスストア及び公共施設に設置しているA E Dを適切に運用します。	防災課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 消防団員の資質向上のための訓練等への参加率	目標値	—	91.0%	94.0%	97.0%	100%
	実績値	76.9%	100.3%	—	—	—
★ 地域防災訓練の回数	目標値	—	—	3回	7回	15回
	実績値	令和7年度から事業実施		—	—	—

7-③ 密集住宅地区の解消

老朽建築物の除却や道路整備の実施など、密集住宅地区における災害から命を守るための対策を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
密集住宅地区の整備	まちの不燃化や避難に必要な機能の確保など、災害から命を守る対策を促進するため、密集地区内の建物の建て替え時の不燃化や老朽建築物等の除却、主要生活道路の道路拡幅を行います。	都市三課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
密集住宅地区の整備	密集住宅地区内の道路整備や老朽建築物の建て替えによるまちの不燃化を進め、密集住宅地区の安全性の向上や住み替えを促進します。	都市三課
東大利町（A街区）防災街区整備事業の推進	災害時に危険な密集市街地を解消するとともに、都市計画道路対馬江大利線整備事業に合わせ、防災性や住環境を改善するため、東大利町（A街区）防災街区整備事業を推進します。	都市三課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 主要生活道路整備率 (※)	目標値	—	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%
	実績値	64.9%	66.2%	—	—	—

※ 主要生活道路：消防車等の緊急車両の進入や避難の円滑化を図るために位置付けた、幅員6.7mの道路

7-④ 建築物の安全性の確保

民間建築物の建て替えや官民連携して耐震フォーラム等を開催することと併せて、耐震補助制度に加え、枚方寝屋川消防組合が取り組んでいる住宅用火災報知器の設置などの周知・啓発を継続して行うことで、市民意識の更なる向上を図り、倒れない・燃え広がらないまちづくりを進めます。

《取組》

取組名	概要	担当課
民間建築物の耐震化	建築物の安全性を確保するため、住宅・建築物の耐震診断費用、木造住宅の耐震設計費用及び耐震改修費用に対して補助を行います。 また、既存建築物の所有者等に対して、耐震化に関する助言、指示などを行います。	都市三課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
建築物等の耐震化の推進	地震発生時における建築物の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震診断及び耐震改修を行う費用の一部を補助します。	都市三課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 耐震診断件数	目標値	—	36件	37件	38件	39件
	実績値	35件	38件	—	—	—

7-⑤ 命の源“水”の確保

災害時に給水が特に必要な医療機関への重要給水施設管路を始めとして、基幹管路や小口径管路の更新及び耐震化の加速化により、水道管路の耐震化率向上を図り、災害に強い水道管路網の整備を進めます。

応急給水や応急復旧に必要な資機材の充実を図るとともに、給水車やあんしん給水栓、耐震性貯水槽等を活用した応急給水訓練の実施など、災害対応体制の強化を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
水道管路の耐震化	「第10期施設等整備事業計画」等に基づき、災害時に給水が特に必要な重要給水施設（市災害医療センター、災害医療協力病院）への配水管路や基幹管路（受水管・送水管・配水本管）などの更新及び耐震化を進めます。 また、安全な水の供給と強靱な水道管路網の構築を推進するため、AIを活用した劣化診断結果及び工法検討により、次期施設等整備事業計画を策定し、より効果的な耐震化を進めます。	水道事業課
緊急時の給水対策	応急給水に必要な保安設備や給水容器、応急復旧に必要な修理材料等の充実を図ります。 また、断水地域への迅速な給水活動を行うため、耐震性貯水槽や大阪広域水道企業団のあんしん給水栓等を活用した応急給水訓練を実施します。	水道事業課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
水道管路の耐震化の推進	災害に強い水道管路網を構築するため、医療機関等への重要給水施設管路を始めとした、基幹管路や経年管等の更新及び耐震化を進めます。	水道事業課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★重要給水施設管路の耐震化率	目標値	—	42.2%	44.0%	45.2%	46.3%
	実績値	38.8%	42.9%	—	—	—

7-⑥ 浸水に強いまちづくりの推進

民間開発や公共施設等を活用した雨水貯留施設の設置や古川雨水幹線整備事業及び高宮ポンプ場整備事業など、雨水対策を推進するとともに、寝屋川北部地下河川などの整備促進を図ります。また、土のうステーションの活用や浸水対策事業の積極的なPRのほか、災害伝達情報についての確実な情報発信やタイムラインの検証・充実など、市民一人ひとりの行動につながる情報の周知を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
治水施設の整備	公園など公共施設への雨水貯留施設の整備による効果等を踏まえ、施設整備の検討を進めます。 また、治水機能の強化を図るため、ポンプなど水路関係施設の更新や監視施設の増設等を行います。	下水道事業室
公共下水道（雨水対策事業）の推進	古川雨水幹線バイパス管工事など、公共下水道（雨水対策事業）を計画的に進めます。 また、雨水ポンプ場の機能を適切に保全するよう、施設の維持管理を行います。	下水道事業室
総合治水対策の推進	寝屋川流域協議会などにより、国、大阪府及び関係市が連携し、寝屋川北部地下河川や下水道増補幹線等の整備促進を図るなど、総合的な治水対策を推進します。 また、「特定都市河川浸水被害対策法」及び関係条例に基づく雨水貯留施設等の設置指導、また、土のうステーションの活用等による市民の雨水対策への支援を行います。	下水道事業室
水路関係施設維持管理業務	水路関係施設の機能を適切に保全するため、水路やポンプ、雨水貯留施設などの点検・調査等を計画的に行い、修繕や工事等を実施します。	下水道事業室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
雨水貯留施設の整備	市域の浸水被害の軽減を図るため、寝屋川流域水害対策計画に基づき、公園等への雨水貯留浸透施設の設置を検討します。	下水道事業室
排水ポンプ場監視装置等の更新・整備 〔令和6年度に完了〕	治水施設の運転・監視装置等を更新・整備し、水防力の強化及び情報化を推進します。	下水道事業室
古川雨水幹線の整備	市西地域における浸水対策の新たな根幹施設として、古川雨水幹線を整備します。	下水道事業室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 寝屋川流域水害対策計画における貯留施設設置率	目標値	—	88.5%	90.0%	91.5%	93.0%
	実績値	85.5%	87.9%	—	—	—
★ 市ホームページにおける河川監視カメラの閲覧数	目標値	—	50件 (※)	1,000件	1,500件	2,000件
	実績値	令和6年度から事業実施	213件	—	—	—

※ 河川監視カメラの運用開始が令和6年度末であることを踏まえた目標値としています。

施策 8

防犯力向上による体感治安の改善

犯罪の発生を未然に防ぐため、市民、警察を始めとした関係団体等との連携を強化し、地域が一体となって犯罪のないまちづくりを進めるとともに、犯罪が減少していることの積極的な情報発信などを通じ、市民の体感治安の改善を図ります。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市内の刑法犯罪認知件数	1,762件	1,597件	1,702件			900件
市内の特殊詐欺被害件数	41件	81件	50件			25件

施策の展開

- ① 効果的な防犯施策を通じた体感治安の向上（取組数：2）
- ② 防犯活動の推進（取組数：2）
- ③ 消費生活を支え、守る（取組数：3）

<DXの推進>

SNSを活用し、消費者への情報提供・啓発を効果的に行います。

8-① 効果的な防犯施策を通じた体感治安の向上

専門家による市内4駅周辺を含めた犯罪多発地域の調査・研究など、防犯施策を進めるとともに、人的な防犯活動（ソフト面）と併せて、物理的な環境（ハード面）の整備、強化等を行い、犯罪抑止に向けた環境を形成する防犯環境設計を取り入れたまちづくりを推進し、それらの取組の情報発信を行い、体感治安の向上を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
防犯器材の普及・設置の推進	犯罪抑止の環境づくりとして、市全域に設置された防犯カメラを適切に管理・運用し、必要に応じて防犯カメラの設置箇所を調整するなど、更なる犯罪抑止の環境づくりを推進します。	監察課
防犯灯の整備	明るく安全・安心な地域環境づくりを推進するため、自治会が管理する防犯灯の維持管理及びLED防犯灯の新設・改造に対する支援を行います。	市民活動振興室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
防犯カメラの運用による犯罪抑止の環境づくり	犯罪発生件数の減少及び犯罪の抑止効果を図るため、市内に設置した防犯カメラの適切かつ効果的な運用を図ります。	監察課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 市内の刑法犯検挙率	目標値	—	27.4%	27.7%	28.0%	28.3%
	実績値	27.1%	26.9%	—	—	—

8-② 防犯活動の推進

地域の自主防犯活動が活性化されるよう支援するとともに、夜間の時間帯に青色防犯パトロールを実施するなど市独自の防犯活動を継続的に行うことにより、相互の活動効果を高め、犯罪抑止につなげます。

《取組》

取組名	概要	担当課
防犯活動組織との連携	安全推進協議会において、広く市民の意見を求め、市の安全推進施策の実施に必要な事項について協議します。 また、市民・関係団体並びに関係機関が一体となって犯罪等の防止に関する新たな啓発活動や取組等の討議・検討を行います。	監察課
防犯意識の啓発	防犯協会を始め、地域が実施する自主的な防犯活動を支援するとともに、自治会、警察等の関係団体等との連携を強化し、防犯意識の高揚に向けた取組を進めます。	監察課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ねやがわ防犯パトロールの実施	市民を犯罪から守るとともに、市民の防犯意識の高揚を図るため、小中学校の長期休業期間等を対象に夜間の時間帯及び市民の往来の多い夕方の時間帯に警備委託による防犯パトロールを実施します。	監察課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 寝屋川市防犯委員数	目標値	—	3,228人	3,247人	3,266人	3,286人
	実績値	3,209人	3,387人	—	—	—

8-③ 消費生活を支え、守る

幅広い世代の消費者に対し、警察等と連携しながら、特殊詐欺や悪質商法などの消費生活に関する啓発活動を強化するとともに、適切な助言等を行う相談業務の強化、自立した消費行動につながる正しい知識の啓発等を行うことにより、消費者被害の未然防止と消費者の自立を促進します。

警察、郵便局、銀行等との連携を強化し、市民に対する啓発活動等を行うことにより、特殊詐欺被害の防止を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
消費者への情報提供・啓発	消費者の自立促進を図るため、市広報誌、市ホームページでの情報発信の充実や消費生活講座等での積極的な情報提供を行い、正しい知識と自立的な消費行動についての啓発を行います。 また、パイオネット（全国消費生活情報ネットワークシステム）を有効に活用し、迅速かつ的確な消費生活相談を実施します。	消費生活センター
計量器の定期検査及び啓発	適正な計量の実施を確保するため、「計量法」に基づき、商店・工場・学校・病院等取引や証明に使用されている計量器について定期検査を行うとともに、商品量目立入検査等を実施します。	消費生活センター
消費生活センター管理業務	市民の豊かな消費生活の安定を図るため、消費生活に関する情報発信の拠点として、また、各消費者団体の活動の場として、市民や団体等が利用しやすい施設づくりに努めるとともに、業務を円滑に行えるよう、施設の管理・運営を行います。	消費生活センター

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
あっせんが必要となる相談件数に占めるあっせん解決率	目標値	—	87.9%	88.3%	88.7%	89.1%
	実績値	85.6%	88.6%	—	—	—

施策 9

健康寿命の延伸

市民の生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、市民一人ひとりの健康意識の高揚、生活習慣の改善を図ることなどにより、生活習慣病の発症や重症化を予防するなど、健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名		基準値・実績値・目標値					
		R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
健康寿命	男	78.61年	78.13年	79.30年			80.60年
	女	83.41年	83.25年	83.13年			84.23年
8020を達成している市民の割合（※）		4.9%	7.8%	8.6%			7.3%

※ 8020：80歳になっても自分の歯を20本以上保っている状態

施策の展開

- ① 健康づくりの推進（取組数：11）
- ② 生活習慣病の発症・重症化予防の推進（取組数：3）
- ③ 医療体制の充実（取組数：4）

<DXの推進>

SNSを活用し、がん検診の受診勧奨及び各種健康教室の啓発を行います。
また、検診予約サービスや電子申請システムの利用を促進することで市民の申込みの手間や負担を減らし、受診率及び参加数の向上を目指します。

9-① 健康づくりの推進

個別受診勧奨対象者の拡充や行動変容を促す受診促進通知を行うとともに、大型商業施設での出張検診、休日検診日の拡充など受診しやすい環境整備を推進し、特定健診・がん検診を始めとする各種健康診査の受診率の向上に努めます。また、自らが望む健康や医療等について考え、自発的に健康づくりに取り組む市民を増やすため、健康に関する知識の普及と意識の啓発を行います。

《取組》

取組名	概要	担当課
肝炎治療 医療費申請受理業務	抗ウイルス療法（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）に係る医療費助成の申請受付及び大阪府への申請書の進達を行います。	医療助成担当
肝がん・肝硬変治療 医療費申請受理業務	B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費助成の申請受付及び大阪府への申請書の進達を行います。	医療助成担当
健康増進 計画の推進 等	食育、歯科口腔、自殺対策などを含めた、市民の健康増進を総合的に推進する「第二次健康増進計画」に基づき、市民の健康に関する実態把握調査等を実施し、各取組を推進します。 令和7年度から、特に中高年を対象とした筋肉量や筋力の維持・向上を目指す取組を実施します。	保健総務課 健康づくり推進課
受動喫煙 対策	「健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、各施設の受動喫煙防止対策について指導等を行います。 また、「子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」の周知・啓発を行い、子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するための取組を推進します。	保健総務課
食育推進・ 栄養指導	健康的な食生活について考える機会をつくり、実践につなげていくとともに、ライフステージに応じた食育を推進するため、食に関する教室や啓発等を実施します。	保健総務課

取組名	概要	担当課
自殺対策	市ホームページや市広報誌を通した、自殺の未然防止における各種啓発に取り組むとともに、ゲートキーパー養成研修や自殺対策連絡調整会議を開催し、関係部署との連携強化を図りながら、社会全体で支えることができる仕組みを構築します。	保健総務課
骨髄バンクドナーへの支援	公益財団法人日本骨髄バンクを通じて、骨髄等を提供した市民及び市民が勤務する事業所の事業者に助成を行うことで、骨髄等の提供しやすい環境を整えます。	保健総務課
難病対策	難病患者及び家族を支援し、療養生活の質の向上を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、特定医療費（指定難病）支給認定申請受付や療養相談を行います。 また、在宅療養支援強化に向け、医療機関等の関係機関と連携し、地域医療ネットワーク体制の整備を推進します。	保健予防課
精神保健福祉対策	精神疾患のある人の早期治療の促進、社会生活の安定を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るため、本人やその家族等からの相談に対応します。 市民の精神保健に関する理解を深めるため、市民対象の講演会、家族教室を開催するほか、イベント等において啓発活動を行います。 また、関係機関職員の支援技術向上のため研修会を行うとともに、精神保健に関するネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図ります。	保健予防課
各種健診などの実施	各種の健康診査を実施するとともに、その啓発を行うことにより、受診率の向上を図ります。 また、市民の健康づくりに対する意識の向上と実践への支援を行うため、各種健康教室、保健相談等を実施します。	健康づくり推進課
健康意識の啓発	「すこやかサポートブック」を始めとする様々な媒体や手法を活用し、各種健診、保健事業等を周知するとともに、関係機関や職域等と連携し、健康づくりに関する啓発、助言等を行います。	健康づくり推進課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
受動喫煙対策の推進	子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例に係る取締りや、保護者等への啓発など、子どもの受動喫煙防止の取組を推進することで、受動喫煙に対する意識を高め、子どもを守るまち・子育てしやすいまちとしてのイメージアップを図ります。	保健総務課
各種がん検診の推進	がんの早期発見・早期治療を図り、健康寿命の延伸につなげるため、各種がん検診等を実施するとともに、受診勧奨等により、検診の受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 5 大がんの検診受診率 (平均) (※)	目標値	—	4.26%	4.33%	4.40%	4.47%
	実績値	4.12%	4.08%	—	—	—

※ 5 大がん：胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん

9-② 生活習慣病の発症・重症化予防の推進

健康的な生活習慣を確立するため、青年期・壮年期から食習慣、運動習慣等を学べる健康教室を開催し、生活習慣病の発症予防に努めます。また、特定健診結果のハイリスク者に対しては保健師等による専門的知識に基づいた健康相談・保健指導の体制を充実し、重症化の予防に努めます。

身体的な機能低下（フレイル状態）に着目した疾病予防・介護予防の取組として、大学との共同研究のデータ等を活用し、地域の健康課題の分析や対象者の抽出を進めるとともに、地域において高齢者が集う場に保健師等が赴き、健康相談・保健指導を実施する体制を整備します。

《取組》

取組名	概要	担当課
健康習慣の実践支援	市民の健康習慣の実践や定着を支援し、市民の健康に関する生活習慣を改善するため、各種健康講座や保健指導等において助言・指導を行います。	健康づくり推進課
特定健診・特定保健指導業務	40歳から74歳の国民健康保険加入者に特定健診を実施し、国の基準に該当した人に特定保健指導を行います。 また、特定健診結果におけるハイリスク者には、より積極的に重症化予防の保健指導を行います。	健康づくり推進課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	75歳以上の後期高齢者に対し、重症化予防のための個別的支援を行うとともに、通いの場等でフレイルの啓発と予防の取組等を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に実施します。	健康づくり推進課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
生活習慣病の重症化予防	糖尿病性腎症、生活習慣病重症化予防のため、より多くの対象者に保健指導及び二次検査を実施するとともに、会議や研修会等を開催し、必要な専門医療を受けられる環境づくりに取り組みます。	健康づくり推進課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★重症化予防事業対象者の保健指導実施率（※1）	目標値	—	65.0%以上 (※2)	65.0%以上 (※2)	65.0%以上 (※2)	65.0%以上 (※2)
	実績値	67.0%	61.2%	—	—	—

※1 重症化予防事業対象者：市の特定健診で、心筋梗塞・脳梗塞の危険性や人工透析が必要となる可能性が高いと考えられる結果であった人

※2 「寝屋川市第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」の計画期間（令和6年度～令和11年度）において65%以上を目標としているため、同じ数値としています。

9-③ 医療体制の充実

ドクターカーの運用時間を見直し、救命救急医療体制の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、北河内医療圏域における救急医療体制を確保します。また、救急の現場に居合わせた際に、適切な救命処置を実施できる市民を養成するため、応急手当、救急蘇生法等に関する講習会等を関係機関と連携して実施します。

市民にとって身近で利用しやすい救急医療を提供するため、医療機関との連携を強化し、市が運営する休日診療所を安定的に稼働させ、切れ目のない小児救急体制を維持します。

《取組》

取組名	概要	担当課
救命救急体制の強化	重篤患者の救命率及び社会復帰率の向上を図るため、ドクターカーを運用し、救命救急体制の強化に取り組みます。	保健総務課
北河内二次医療圏域の運営	夜間・休日の初期救急医療体制を確保するため、北河内こども夜間救急センターの運営費用を負担するとともに、医療機関の役割分担及び相互連携による救急医療体制を確保するため、二次救急・高度救命救急医療機関に対する財政支援を行います。	保健総務課
地域医療・初期救急体制の充実	市域における初期救急医療体制を確保するため、三師会等の関係機関と連携し、保健福祉センター診療所での休日診療及び障害者歯科診療を行います。	健康づくり推進課
地域医療等連携業務	「健康増進計画」を踏まえ、市民の健康の保持・増進につながるよう、三師会等の関係機関と連携し、市民の健康づくりを総合的に推進するとともに、地域全体の健康課題の解決に向け、地域保健と職域保健の連携に取り組めます。	健康づくり推進課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ドクターカーの運用	シルバー世代を始め、あらゆる年代の人が安心して暮らせるまちを実現するため、ドクターカーを適切に運用し、救命救急体制の強化を図ります。	防災課 保健総務課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 休日・夜間の救急医療 (小児科) の実施率	目標値	—	100%	100%	100%	100%
	実績値	100%	100%	—	—	—

施策10

人権を尊重し、多様性を認め合う社会づくり

市民一人ひとりの平和に対する関心や理解の醸成を図る取組など、全ての市民が安心して平和に暮らせる環境づくりを進めます。また、人権が尊重され、性別や年齢などにかかわらず、誰もが、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
人権相談で解決した相談者数の割合	73.9%	76.7%	78.0%			90.0%
審議会などへの女性委員の登用比率	26.6%	28.4%	28.7%			40.0%

施策の展開

- ① 平和の尊さを次世代に引き継ぐ（取組数：1）
- ② 誰もが平等で幸せに生きるまちづくり（取組数：2）
- ③ ダイバーシティの推進（取組数：5）

<DXの推進>

ふらっと市民セミナー参加者を増やすため、オンライン配信などを実施します。

10-① 平和の尊さを次世代に引き継ぐ

非核平和都市として、平和な社会づくりを推進するため、非核・平和啓発事業や都市間連携等を通じて、核兵器の廃絶を求めるとともに、市民の平和に対する関心や理解の醸成を図り、「平和の尊さ」を子どもたちや若者を始めとした次世代へと引き継ぎます。

《取組》

取組名	概要	担当課
非核平和の推進	非核・平和を推進するため、「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき、啓発事業などを実施するとともに、都市間連携を通じて、市民の平和に対する関心や理解の醸成を図り、子どもたちや若者を始めとした次世代に「平穏な日常の大切さ」を継承します。	人権・男女共同参画課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
平和祈念展示の参加者のうち、平和への理解や認識が十分に深まったと感じた市民の割合	目標値	—	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%
	実績値	69.3%	50.3%	—	—	—

10-② 誰もが平等で幸せに生きるまちづくり

人権啓発事業などを通じて、学校、地域、家庭などの日常生活で起こる様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、基本的な人権に対する意識と自覚を高めることにより、人権尊重の視点に立った社会づくりを推進します

《取組》

取組名	概要	担当課
人権啓発の推進	人権尊重のまちづくりを推進するため、「人権擁護都市宣言」の趣旨に基づき、いじめや虐待、女性への暴力に加え、LGBTなどの新たな人権問題に関わる各種啓発事業などを実施します。 また、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、人権関係団体の主体的な取組を支援するとともに、当該団体と連携・協力を図ります。	人権・男女共同参画課
人権擁護の推進	人権侵害の防止と人権が侵害された被害者の早期救済につなげるとともに、人権関係団体が実施する人権擁護及び各種啓発活動を支援し、また、当該団体との連携・協力を図ることにより、人権尊重思想の普及啓発を推進します。	人権・男女共同参画課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
人として当たり前前に生きる権利を考えるつどいの開催	全ての人々が安心して平和に暮らせる人権尊重のまちづくりを推進するため、人として当たり前前に生きる権利を考えるつどいを開催し、幅広い世代の市民があらゆる人権問題について正しい理解と認識を深め、身近に感じてもらう機会を提供します。	人権・男女共同参画課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 人として当たり前前に生きる権利を考えるつどいの参加者数	目標値	—	500人	550人	600人	650人
	実績値	484人	455人	—	—	—

10-③ ダイバーシティの推進

性別役割分担意識の解消に向けた啓発事業や政策・方針決定過程における女性の参画などの活躍推進に向けた取組により、誰もが性別や年齢などにかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる環境づくりを推進します。

D Vの根絶に向けた意識啓発を推進するとともに、関係機関等と緊密な連携・協力を図りながら、被害者保護などの支援を行います。

《取組》

取組名	概要	担当課
男女共同参画の意識啓発と社会参画の促進	男女共同参画意識の向上と女性の社会参画を促進するため、性別的役割分担意識の解消に向けた啓発事業の実施や情報誌の発行などの取組を行います。 また、男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）の登録団体で構成する「ふらっと ねやがわ連絡会」と連携し、男女共同参画の普及啓発に取り組めます。	人権・男女共同参画課
生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進	カウンセラーによる「心の悩み相談」を実施し、相談者の様々な悩みに対し、心の整理と解決の糸口を見付けるための精神的自立を支援します。 また、離婚やD Vなどの解決のために法的な知識や助言などを必要とする女性に対し、女性弁護士による「法律相談」を実施します。	人権・男女共同参画課
D V被害者支援体制の充実	D V被害について、関係部署を始め関係機関等と緊密な連携・協力を図りながら、被害者の自立に向けた支援を行います。 また、D V被害者支援連絡会議による研修会等を開催し、関係者の知識・理解を深めるとともに、職員の資質向上を図ります。	人権・男女共同参画課
男女共同参画推進体制の確立と推進	「第5期ねやがわ男女共同参画プラン」の進捗管理を行うとともに、男女共同参画審議会において、同プランの施策ごとの推進状況評価や効果と課題についての検証等を行います。	人権・男女共同参画課
男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）の運営	男女共同参画を推進する活動拠点として、市民セミナーを始めとする各種啓発事業などを通じて、男女共同参画意識の高揚を図り、多様性を認める男女共同参画社会を推進します。 また、男女共同参画を推進する団体の活性化と相互のネットワークづくりを促進するため、活動支援を行います。	人権・男女共同参画課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
ふらっと市民セミナーの募集人数に対する参加者割合	目標値	—	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%
	実績値	60.0%	50.4%	—	—	—

施策11

誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり

市民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、シルバー世代や障害者を始め、援助を必要とする人が必要なときに支援を受けることができる、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市民千人当たりの校区福祉委員数	5.95人	6.07人	5.99人			6.18人
介護予防事業の延べ参加者数	40,375人	48,382人	58,773人			52,700人

施策の展開

- ① 地域福祉の推進（取組数：4）
- ② 自立支援の推進による生活の保障（取組数：4）
- ③ シルバー世代の地域での生活支援（取組数：5）
- ④ シルバー世代への包括的な支援の提供（取組数：6）
- ⑤ 障害のある人の自立支援の推進（取組数：9）
- ⑥ 障害のある人の社会参加の促進（取組数：1）

<DXの推進>

生活保護ケースワーク業務を実施するに当たり、A I 支援サービスを導入することにより、業務の効率化を図ります。

11-① 地域福祉の推進

地域住民や民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティアの活動を支援するなど、市民が互いに支え合い、主体的に地域生活における福祉課題の解決を試みることができる地域づくりを推進します。

地域の様々な活動と専門職等とのネットワークづくりを支援し、包括的に相談を受け止める体制の整備を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
地域福祉活動の仕組みの充実	地域福祉計画推進委員会の開催や、重層的な支援策として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備を通じて、地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実を図ります。また、市社会福祉協議会への支援を通じて、地域福祉活動を推進します。	福祉総務課
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員の活動の基盤となる、民生委員児童委員協議会の運営支援を行います。 また、民生委員の就任期間や役職に応じ、福祉制度や面接相談技法などの研修を実施するなど活動を支援します。	福祉総務課
戦没者遺族等への援護	戦没者の追悼に係る取組について、実態を調査し、あり方などを検討します。 また、国が実施する戦没者等の遺族に対する特別弔慰金及び各種給付金等に係る受付対応などを行います。	福祉総務課
福祉事業等の健全運営の促進	法人運営の適正化、介護給付の適正化及び保育・介護・障害福祉サービスの質の確保等を図るため、社会福祉法人、児童福祉施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、指定居宅サービス事業者等、指定障害者福祉サービス事業者等に対し、集団指導、実地指導、運営指導、立入検査、監査等を実施します。	指導監査課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
見守り協力者数（※）	目標値	—	1,456人	1,470人	1,484人	1,498人
	実績値	1,316人	1,231人	—	—	—

※ 見守り協力者：地域で独居の高齢者などを見守るボランティア

11-② 自立支援の推進による生活の保障

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談や就労など日常生活や社会生活における自立を支援するとともに、生活保護受給者のレセプトの分析による疾病予防・重症化予防対策や、不正受給対応、他法・他施策の活用に取り組むなど、生活保護の適正化を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
生活保護の適正実施	生活保護受給世帯の最低限度の生活保障を行うとともに、レセプト点検を始め、重複・頻回受診指導、レセプトの分析による疾病予防・重症化予防対策、不正受給対応、滞納債権の早期回収、他法・他施策の活用に取り組むなど、生活保護の適正化を推進します。	保護課
生活困窮者の自立支援	「生活困窮者自立支援法」に基づき、住居確保給付金の支給や一時生活支援を行うとともに、池の里市民交流センターを「生活困窮者の寄添いの場所」と位置付け、就労支援を中心とした必要な自立支援プログラムにつなぐことで、生活保護に至らない生活困窮者の自立支援に取り組めます。	福祉総務課 保護課
生活保護受給者の自立支援	生活保護受給世帯の生活状況を把握し、日常生活における相談や、就労の支援、指導などを行い、自立支援に取り組めます。	保護課
生活保護法外の援護業務	帰国した中国残留邦人等に対して日常生活の支援や、行旅困窮者、行旅病人・死亡人等が発生した場合の援護を行うとともに、一時的な生活困窮者等を対象とした生活資金の貸付けを行います。	保護課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
生活困窮者等の就労率 (※)	目標値	—	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%
	実績値	50.5%	47.0%	—	—	—

※ 生活困窮者等：生活困窮者自立支援制度の就労支援対象者及び就労指導の対象となっている生活保護受給者

11-③ シルバー世代の地域での生活支援

地域支援事業等を実施し、介護予防・重度化防止や、生活支援サービスを提供することにより、生活機能の改善を図るとともに、住み慣れた地域での生活を支援します。

《取組》

取組名	概要	担当課
高齢者の社会参加活動への支援	高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加活動を推進するため、介護予防事業や、老人クラブ連合会やシルバー人材センター等各種団体の活動の支援を行います。	高齢介護室
地域支援事業の推進	高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービスをより効果的に提供するとともに、様々なサービスの提供を継続的かつ総合的に推進します。	高齢介護室
在宅高齢者総合支援の促進	日常生活において支援を必要とする高齢者が、在宅で安心して生活を継続できるよう、必要なサービスの提供を促進します。	高齢介護室
高齢者福祉施設の運営管理	指定管理者制度等の下で、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための事業を実施するとともに、各種事業が円滑に実施できるよう施設の管理を行います。	高齢介護室
東高齢者福祉センター運営管理業務	高齢者の健康増進を図るため、高齢者の様々な相談に応じるとともに、活動の場の提供等を行います。 また、各種事業が円滑に実施できるよう施設の管理を行います。	東高齢者福祉センター

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
元気アップ 介護予防ポ イント事業 の推進	介護予防効果の見込まれる、地域における住民主体の社会参加活動を促進するため、登録サポーターが行う施設ボランティア活動に換金可能なポイントを付与します。	高齢介護室
通いの場介 護予防活 動への支援	介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図るため、運動を取り入れた地域住民による通いの場に補助金を交付し、高齢者が継続して運動や他者とのコミュニケーションが行える身近な場所の運営を支援します。	高齢介護室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 通いの場の参加者数 (※)	目標値	—	8,010人	8,250人	8,490人	8,730人
	実績値	3,509人	5,913人	—	—	—

※ 通いの場：介護予防に資する住民主体の通いの場（例 公民館等における元気アップ体操、サロンなど）

11-④ シルバー世代への包括的な支援の提供

地域の拠点である地域包括支援センターを中心にネットワークを構築し、介護サービスだけでなく、多様な主体による様々な支援を包括的に提供します。

《取組》

取組名	概要	担当課
後期高齢者医療業務	大阪府後期高齢者医療広域連合が行う保険料賦課、医療給付等の事務に係る業務を円滑に行います。	後期高齢者医療担当
地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センターの課題対応機能の向上を図るとともに、医療と介護のネットワークを始め、地域資源の幅広いネットワークづくりを支援しながら、高齢者を取り巻く状況に応じたセンター運営を行います。	高齢介護室
介護保険サービスの提供	介護が必要となった方に対して、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供し、その適正な給付を行います。	高齢介護室
介護保険要介護の認定	被保険者（申請者）からの要介護認定申請に基づき、認定調査などを行い、介護認定審査会の要介護状態等の審査・判定をもとに適正に認定します。	高齢介護室
高齢者保健福祉計画の推進	「高齢者保健福祉計画」に基づき各種施策・事業を推進し、毎年度、進捗状況の点検及び評価を行うとともに、3年ごとに介護保険料の改定も含めた見直しを行います。	高齢介護室
介護保険施設の整備	「高齢者保健福祉計画」に基づき、民間事業者による地域密着型サービス、介護保険施設の整備などを計画的に促進します。	高齢介護室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
地域包括支援センターの運営	介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を行う、地域包括支援センターを運営します。	高齢介護室
認知症サポーター養成講座の実施	地域で認知症の人及びその家族の応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を図るとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。	高齢介護室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 地域包括支援センターネットワーク型地域ケア会議開催回数（※）	目標値	—	230回	242回	254回	266回
	実績値	220回	235回	—	—	—

※ 地域包括支援センターネットワーク型地域ケア会議：地域のケアマネジャー、民生委員、医療機関等とのネットワークを構築するため、地域包括支援センターが開催する研修、情報共有の会議

11-⑤ 障害のある人の自立支援の推進

障害のある人が早期かつ適切な支援を受けられるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行うとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
障害者医療費助成業務	経済的負担の軽減と障害者に対する福祉医療を受けやすい環境を整備するため、身体障害者手帳等を所持している障害者を対象に、医療費に係る自己負担額の一部を助成します。	医療助成担当
障害福祉サービス等の充実	介護給付（居宅介護・同行援護等）、訓練等給付（就労継続支援、グループホーム等）、障害児通所支援給付（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、相談支援（計画相談等）、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、補装具等の障害福祉サービス等を充実し、障害者のニーズに合った支援を実施します。	障害福祉課
地域生活支援事業の推進	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業などを推進します。	障害福祉課
自立支援給付認定の推進	障害福祉サービスの申請に応じて、認定調査などを行い、介護給付費等審査会を開催し、障害支援区分を認定します。 また、自立支援給付・地域生活支援事業の支給決定及び審査・支払等を適正に行います。	障害福祉課

取組名	概要	担当課
障害者福祉計画の推進	障害者施策推進の基本となる「障害者長期計画」及び「障害福祉計画」「障害児福祉計画」に基づき、総合的・計画的な障害者施策を推進します。	障害福祉課
障害者福祉施設の運営管理	すばる北斗福祉作業所及び大谷の里が、障害者の福祉の増進や社会的自立の促進など、公の施設としての役割を果たせるよう、指定管理者制度の下で施設運営を行うとともに、生活介護、就労継続支援、短期入所等の障害福祉サービス事業を推進します。	障害福祉課
生涯学習福祉センター管理業務	施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性の向上を図ります。 また、併設する学び館と合わせ、東高齢者福祉センターとの集約化を検討します。	東障害福祉センター
東障害福祉センター事業	身体障害者の創作活動への技術援助、指導を行うことにより、社会参加の機会の提供と生活の適応性向上を図ります。	東障害福祉センター
老人医療費助成業務	障害者医療費助成制度等との整理・統合を目的とした老人医療費助成制度の廃止に伴う経過措置期間終了（令和3年3月31日をもって終了）により、過年度請求分等の医療費等の支払業務を行います。	医療助成担当

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
グループホーム利用者数 (※)	目標値	—	395人	416人	437人	458人
	実績値	347人	470人	—	—	—

※ グループホーム：共同生活を営む住居において、障害のある人に対して生活上の援助を行うサービス

11-⑥ 障害のある人の社会参加の促進

障害に対する理解促進を図るとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、適切な配慮が徹底されるよう、障害のある人の差別を解消するための取組を推進することにより、障害のある人の社会参加を促進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
多様な地域生活を支えるサービス等の充実	障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人の地域生活を支援するとともに、在宅障害者に対する各種福祉サービス等を提供します。	障害福祉課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
地域での障害者雇用の啓発	障害者の雇用の安定を図るため、就労を希望する障害者と支援関係者及び市民・企業関係者を対象とした雇用啓発イベントを実施します。	障害福祉課
自動音声案内システムの導入・運用	電話対応において電話ガイダンスとプッシュダイヤルを活用することで、業務の効率化と同時に、市民の利便性向上を図ります。	障害福祉課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 就労定着支援サービス利用者数（※）	目標値	—	84人	90人	96人	102人
	実績値	66人	117人	—	—	—
★ 自動音声における回答及びSMS送信率（障害福祉業務）	目標値	—	—	18%	21.5%	25%
	実績値	令和7年度から事業実施		—	—	—

※ 就労定着支援サービス：障害福祉サービス事業所を経て一般就労した障害のある人に対して、生活上的様々な問題について相談・支援を行うサービス

施策12

衛生的で快適な生活の確保

市民がいつでも安心して医療を受けることができるよう、医療提供体制の確保など、地域保健の充実を図ります。また、感染症の予防、拡大防止に関する取組や生活衛生に関する取組など、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
結核罹患率（人口10万対）	16.5	8.9	12.5			12.5
水洗化率（※）	98.5%	98.7%	98.8%			100%

※ 下水道処理区域内の人口における水洗便所（浄化槽によるものを除く。）設置済みの人口の割合

施策の展開

- ① 地域保健の充実（取組数：7）
- ② 感染症の予防と拡大防止の強化（取組数：5）
- ③ 良好な生活衛生の維持（取組数：3）
- ④ 安全・安心な水道水の安定的な供給（取組数：6）
- ⑤ 下水道施設を通じた衛生的な生活の維持・確保（取組数：6）

<DXの推進>

結核患者数を減少させるために、デジタルサイネージ等の誰もが目にできる啓発の実施等、デジタル技術を活用することで、罹患率の維持又は更なる減少を目指します。

12-① 地域保健の充実

医療機関等に対して保健所設置市として監視指導を実施するとともに、大阪府と連携して二次医療圏域における地域医療構想を推進し、今後需要が見込まれる回復期病床や在宅医療等の医療機能を確保するなど、適切な医療提供体制の確保を図ります。

各種マニュアルの整備、実地訓練、研修等を通して、健康危機事象発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を整備するとともに、医療機関等の関係機関との連携を充実、強化します。

《取組》

取組名	概要	担当課
地域保健 対策の推進	「大阪府医療計画」の推進のため、大阪府北河内保健医療協議会等への意見を具申するために設置した懇話会の運営等を行います。	保健総務課
厚生労働 統計調査	厚生労働行政の施策立案の基礎資料とするため、国民生活基礎調査等の各種統計調査を円滑に行います。	保健総務課
健康危機 事象対策	災害や感染症等の危機事象に対する備えとして、地域の医療機関、関係機関、他部局と連携し、健康危機管理体制の強化を図るとともに、保健医療活動に関するマニュアル等の整備や訓練の実施、危機事象発生時における市民対応に必要な防護服等の物品の整備を行います。	保健総務課
保健所の管 理運営	保健所業務が円滑かつ安定して実施できるよう、施設及び設備の適切な維持管理を行います。	保健総務課

取組名	概要	担当課
保健師等の 人材育成	保健師等に対して、日々進展する保健、医療、福祉等に関する専門的な知識及び技術、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を養成します。 また、「人材育成ガイドライン」に基づき、保健師連絡会における人材育成体制を通じ、積極的に保健師の人材育成を図ります。	保健総務課
医事監視 指導等	適切に医療が提供される体制を確保するため、病院、診療所等の許可等及び監視指導を行います。	保健総務課
薬事監視 指導等	薬事関係施設（薬局・高度管理医療機器販売業貸与業・毒物劇物販売業等）の許可等及び監視指導を行います。 また、市民等に対して、薬物乱用防止及び医薬品、医療機器等に関する適正使用について、正しい知識の普及・啓発を図ります。	保健総務課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
健康危機 事象対策の 推進	災害や感染症等の危機事象に対する備えとして、マニュアルの整備、訓練の実施や研修への参加、危機事象発生時の市民対応に必要な防護服などの物品整備等を行います。	保健総務課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ BCP（事業継続計画） 策定済みの病院総数	目標値	—	11か所	12か所	13か所	14か所
	実績値	5か所	11か所	—	—	—

12-② 感染症の予防と拡大防止の強化

各種定期予防接種を確実に実施するとともに、ワクチン接種の必要性と感染症予防の啓発に取り組みます。また、積極的な疫学調査による新たな感染者の早期発見と発病予防など、感染症のまん延防止の取組を強化します。

《取組》

取組名	概要	担当課
感染症患者医療費助成業務	感染症のまん延防止と公衆衛生の向上を図るため、感染症患者（結核患者、新感染症患者等）に対し、医療費の全部又は一部を助成します。	医療助成担当
新型インフルエンザ等対策行動計画の推進	「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ及び未知の感染症の発生予防、まん延防止対策を講じます。 また、新型インフルエンザ等対策行動計画審議会を通して、関係機関と情報共有を図るとともに、相互に連携し、総合的な対策に取り組みます。	保健総務課
感染症対策	公衆衛生の向上及び増進を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者に対する指導、関係機関との連携や感染症に関する知識の啓発等を通して、感染症の予防と拡大防止に努めます。	保健予防課
感染症対策の推進	感染症から市民の生命と健康を守るため、予防接種事業を推進するとともに、ワクチンに関する正しい知識の周知・啓発等を通して、感染症の予防と拡大防止に努めます。	健康づくり推進課
各種予防接種事業の推進	感染症の予防を図るため、子どもの定期予防接種の実施、年少児インフルエンザワクチン及びおたふくかぜワクチン接種費用の助成を行うとともに、予防接種の接種率向上のため、対象者への周知を行います。	子育て支援課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
結核患者の早期発見 (1か月以内)の割合	目標値	—	81.3%	82.5%	83.7%	85.0%
	実績値	26.7%	23.1%	—	—	—

12-③ 良好な生活衛生の維持

飲食店等の生活衛生関連施設への監視指導、水質検査、空気環境測定、食品の収去（抜取り）検査等を実施します。また、「狂犬病予防法」等、動物に関する知識の普及啓発を実施します。

《取組》

取組名	概要	担当課
食品衛生監視指導等	食品等の安全性を確保するため、市内の食品製造施設や集団給食施設等の監視を実施します。 また、正しい知識の普及・啓発を図るため、事業者及び市民に対して、食中毒予防の講習会を実施します。	保健衛生課
環境衛生監視指導等	市内の生活衛生営業施設（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場）に対し、監視指導を実施します。 また、施設の衛生確保を図るため、営業関係施設の開設・変更、苦情等の相談に随時対応します。	保健衛生課
動物衛生・狂犬病予防	良好な生活環境づくりを推進するため、「狂犬病予防法」に基づく飼い犬登録、狂犬病予防注射に関する啓発、狂犬病予防集合注射及び所有者不明猫対策（所有者不明猫の避妊・去勢手術費の補助）を実施します。	保健衛生課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
重点的に監視する施設の監視実施率（食品衛生）	目標値	—	100%	100%	100%	100%
	実績値	93.3%	92.9%	—	—	—

12-④ 安全・安心な水道水の安定的な供給

「水質検査計画」に基づき、毎日・定期・臨時の水質検査を適切に実施します。また、近隣市との水質検査の共同実施の充実など、効率的な実施体制の確保を図ります。

中長期的な視点に基づき計画的に事業を実施する中で、経常経費の抑制及び効率的な維持・修繕を推進します。また、大阪広域水道企業団との統合に向けた研究を始め、経営基盤の強化を目指した多様な広域化の取組を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
水道料金等徴収業務	水道使用開始届等の受付、使用水量の検針、水道料金の徴収などを行います。 また、市民（水道等使用者）が多様な方法で水道使用開始届等の提出や水道料金等の支払が可能となるための環境整備を進めます。	経営総務課
給水装置工事等関連業務	適正な給水を保持するため、「水道法」に基づき工事事業者を登録するとともに、指定給水工事に係る申請の審査・検査などを適正に行います。	経営総務課
水道事業の経営基盤の安定	「水道事業経営戦略」に基づき、安全な水道サービスを将来にわたって安定的に継続していけるよう、投資と財政のバランスの取れた、収支均衡を基本とする水道事業経営に取り組みます。	経営総務課
水道事業管理運営業務	水道事業における公有財産、職員の給与・福利厚生事務、広報啓発業務、財務会計システム等の適正な管理運営に取り組みます。	経営総務課

取組名	概要	担当課
水道施設の維持管理	「第10期施設等整備事業計画」等に基づき、楠根配水場外6施設のポンプや電気設備等について計画的に更新や改良工事を行い、水道水を安定して供給します。 また、香里浄水場の浄水処理廃止に伴う、取水施設撤去に向けた取組を計画的に進めるなど、水道施設の適切な維持管理に努めます。	水道事業課
水質管理体制の維持・向上	水道水の水質検査は、その品質を保証する重要な要素であることから、安全でおいしい水道水を供給するため、「水質検査計画」に基づく毎日・定期・臨時の水質検査を実施します。 また、近隣市等との共同検査体制の検討を進めるなど、効率的な水質管理体制の構築に取り組みます。	水道事業課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
水道事業経常収支比率	目標値	—	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
	実績値	113.1%	114.7%	—	—	—

12-⑤ 下水道施設を通じた衛生的な生活の維持・確保

下水道施設の計画的かつ効率的な更新を推進するとともに、下水道へ接続されていない世帯への助成制度の周知や水洗化に対する意識の向上に努めるなど、水洗化を促進します。

中長期的な視点に基づき計画的に事業を実施する中で、経常経費の抑制及び効率的な維持・修繕を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
公共下水道への接続の推進	公共下水道への接続を推進するため、接続されていない家屋への戸別訪問による指導や市広報誌等での啓発などの取組を行います。 また、公共下水道への接続推進のため、助成金の交付や融資あっせんを行います。	経営総務課
下水道使用料等徴収業務	水道料金と合わせ下水道使用料の徴収などを適正に行います。 また、下水道使用料の多様な支払方法の導入に向けた環境整備を進めます。	経営総務課
下水道事業の経営基盤の安定	「下水道事業経営戦略」に基づき、安全な下水道サービスを将来にわたって安定的に継続していけるよう、投資と財政のバランスの取れた、収支均衡を基本とする下水道事業経営に取り組みます。	経営総務課
下水道事業管理運営業務	下水道事業に係る他市負担金の適切な管理を行うとともに、下水道事業における公有財産、職員の給与・福利厚生事務、広報啓発業務、財務会計システム等の適正な管理運営に取り組みます。	経営総務課

取組名	概要	担当課
流域下水道関連業務	大阪府を事業主体とする寝屋川北部流域下水道の維持管理及び建設に対する負担金が適切かつ効率的に執行されるよう、流域下水道協議会において確認・要望を行うとともに、施設の経年化により増加傾向が続く負担金について、流域構成団体とともに大阪府との協議を進めます。	経営総務課
公共下水道（管路）維持管理等業務	下水道管路施設の機能を適切に保全するため、下水道管渠やマンホールなどの点検・調査等を計画的に行い、修繕や工事等を実施します。 また、大規模地震に備え、重要な下水道管渠等の耐震化を実施します。	下水道事業室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
下水道事業経常収支比率	目標値	—	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
	実績値	107.9%	105.8%	—	—	—

施策13

環境を守り、日頃の暮らしを良好に

市民一人ひとりのごみ減量、リサイクルなどに対する意識の向上を図るとともに、ごみの適正処理、地球温暖化対策や公害防止に関する取組などを通じ、環境に配慮した住みよいまちづくりを推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市民一人・1日当たりのごみ排出量	845.1 g	773.2g	756.4g			773.4g
再生利用率（リサイクル率）	21.27%	20.30%	19.88%			25.48%

施策の展開

- ① ごみの減量とリサイクルの推進（取組数：2）
- ② 円滑で適正なごみ処理の推進（取組数：4）
- ③ 産業廃棄物の適正処理の推進（取組数：1）
- ④ し尿の適正処理の推進（取組数：3）
- ⑤ 地球環境と調和したまちづくりの推進（取組数：3）
- ⑥ 公害防止対策の推進（取組数：1）

<DXの推進>

市公式アプリ「もっと寝屋川」を活用して、ごみの分別について周知し、検索性を向上するとともに、不法投棄の通報受付を行うことにより、リサイクルと環境美化の推進を図ります。

13-① ごみの減量とリサイクルの推進

ごみ処理には多額の経費を要しており、地球環境を守る上でも、ごみ減量は大切な取組であることを啓発等を通じて市民・事業者理解していただき、協働でごみの減量とリサイクルを推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
ごみの発生抑制・再生利用の推進	循環型社会形成に向け、市民、事業者、行政間の相互理解と認識を深め、ごみの発生抑制・再生利用の推進を図るため、ごみの減量・リサイクルを推進するための計画、企画・立案等に取り組むとともに、積極的な啓発を行います。	環境総務課
関係団体との連携	循環型社会形成に向けた取組体制の確立を図るため、協議会等に参画している廃棄物処理事業を実施している市町村等と共同して、清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査・研究・情報管理等を行うとともに、ごみの減量・リサイクルに向けた啓発事業等を推進します。	環境総務課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
ごみの焼却処理量	目標値	—	50,744t	49,985t	49,268t	48,601t
	実績値	52,068t	49,013t	—	—	—

13-② 円滑で適正なごみ処理の推進

平常時のみならず、災害時にも迅速に対応できるごみの収集運搬体制を確保します。また、処理施設の適切な維持管理により、安定的かつ効率的な施設運営を行います。

《取組》

取組名	概要	担当課
家庭ごみの収集・運搬	効率的な収集運搬体制を維持するため、家庭から排出されるごみを円滑かつ迅速に収集し、クリーンセンターまで適正に運搬するとともに、収集ルート等の検討を行います。 また、高齢化等に伴い、利用者からのニーズに対応した収集方法の検討を行います。	環境事業課
クリーンセンターの維持管理	クリーンセンター内に設置している火災報知器等の消防用設備、昇降機等の施設の安全に係る各種設備機器について、法令等に基づく点検・検査を実施します。 また、建物内の事務室やトイレ、上水受水槽等といった衛生面に係る施設及び設備について、定期清掃等を実施します。	環境事業課
ごみの適正処理	処理過程で発生する資源物のリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を行います。 また、安定的かつ広域的なごみの適正処理を行うとともに、新たな再資源化の取組を進めます。	環境事業課
ごみ処理施設の維持管理	新たに整備された資源物等のストックヤードを活用するとともに焼却・破碎施設について、中長期的な視点で計画的に整備補修し、適正に維持管理を行います。	環境事業課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
ごみの最終処分量	目標値	—	7,997t	7,885t	7,780t	7,682t
	実績値	7,600t	7,206t	—	—	—

13-③ 産業廃棄物の適正処理の推進

事業者に対する監視・指導を通じて、産業廃棄物の適正処理を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
産業廃棄物対策事務	産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく規制、指導、監視等を行います。	環境保全課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
産業廃棄物に係る不適正処理事案の解決率	目標値	—	100%	100%	100%	100%
	実績値	97.2%	100.0%	—	—	—

13-④ し尿の適正処理の推進

し尿等処理量が減少傾向にあることを踏まえ、効率的な維持管理によるし尿処理施設の運営を図ります。また、大阪府や近隣市と共同し、効果的なし尿の処理を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
し尿の収集運搬	市内のくみ取り世帯から排出されるし尿を円滑かつ迅速に収集し、適正に運搬します。 また、くみ取り世帯は減少傾向にあることを考慮し、効率的な収集運搬体制の検討を行います。	環境事業課
し尿の適正処理	し尿及び浄化槽汚泥の処理を交野市へ委託し、交野市立乙辺浄化センターで適正に処理します。	環境事業課
緑風園の維持管理	緑風園内に設置している火災報知器等の施設の安全に係る各種設備機器について、法令等に基づく点検・検査を実施します。 また、建物内の事務室やトイレなど衛生面に係る施設及び設備について、廃止までの間、定期清掃等を実施します。	環境事業課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
し尿等の処理量	目標値	—	862kℓ (※)	607kℓ (※)	405kℓ (※)	284kℓ (※)
	実績値	1,916kℓ	1,614kℓ	—	—	—

※ 下水道接続及び普及促進により、し尿等の処理量の縮減を目指すものです。

13-⑤ 地球環境と調和したまちづくりの推進

地球温暖化などの環境問題に対する取組を啓発することにより、市民・事業者の環境問題への意識を高め、気候変動への適応、環境負荷の低減を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
地球温暖化対策の推進	市役所を始め市域で排出される温室効果ガスの排出量を削減する目標を定めた計画を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むとともに、気候変動に対する適応策の実施・啓発に取り組めます。	環境総務課
美しいまちづくりの推進	美しいまちづくりを推進するため、美しいまちづくり推進員と協働して、環境に関する啓発・指導等を実施するとともに、空き地等の適正な管理の啓発・指導に取り組めます。	環境総務課
自然環境への意識向上の推進	身近なところから環境に対する関心を高めてもらうため、自然観察会を開催するとともに、様々な機会を通して、生物多様性等についての啓発に取り組めます。	環境総務課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ごみ発電による温室効果ガスの削減	クリーンセンターの発電設備を用いてごみ発電を行い、施設内で使用する電気を全量賄うとともに、市内公共施設へ自己託送することで、電気使用量相当分の温室効果ガスを削減します。	環境総務課
太陽光発電システム設置に対する補助	温室効果ガスの削減を図るため、住宅及び自治会集会所への太陽光発電システム設置に対する補助を行います。	環境総務課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 廃棄物の処理に係る温室効果ガス排出量	目標値	—	17,386 t-CO ₂ /年	16,588 t-CO ₂ /年	15,790 t-CO ₂ /年	14,993 t-CO ₂ /年
	実績値	18,982 t-CO ₂ /年	17,763 t-CO ₂ /年	—	—	—

13-⑥ 公害防止対策の推進

環境法令に基づく工場等への規制、指導や大気・水質・騒音等の常時監視を行い、市域の良好な環境を保全します。

《取組》

取組名	概要	担当課
環境の規制・監視	良好な生活環境を保全するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「騒音規制法」「振動規制法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、立入検査の実施等による工場・事業場に対する規制・指導を行います。 また、大気汚染の状況、主要な河川の水質、環境騒音及び道路交通騒音の監視を行います。	環境保全課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
公害に係る苦情の解決率	目標値	—	100%	100%	100%	100%
	実績値	94.6%	97.5%	—	—	—

施策14

学びによる市民文化の向上と発展

人とのつながりを育み、生涯にわたって自分らしく生きがいを持って、心豊かに生活を送ることができるよう、文化芸術に触れることができる機会の充実を図るとともに、スポーツ、生涯学習などに親しむことができる環境づくりを進めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市民一人当たりの生涯学習活動回数	7.2回	6.8回	6.5回			8.3回
図書館の市民一人当たりの貸出冊数	3.7冊	4.2冊	4.2冊			5.4冊

施策の展開

- ① 生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応（取組数：2）
- ② 文化芸術に触れ、豊かな心と感性の醸成（取組数：3）
- ③ スポーツを通じたひと・まちづくり（取組数：4）
- ④ 身近で親しめる読書環境・活動の充実（取組数：3）

<DXの推進>

図書館情報システムを活用し、図書館利用者の利便性の向上や業務効率の維持向上を図ることにより、効果的・効率的な図書館運営を行います。

14-① 生涯にわたる多様な学習ニーズへの対応

長寿社会を見据えたシルバー世代への学習機会の提供や現役世代の多様化するニーズへの対応など、あらゆる世代の誰もが快適に安心して学習活動ができるよう、生涯学習に関する情報提供と学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習メニューの充実を図ります。また、地域における生涯学習講師の発掘など、人材の養成等の活動支援を行うとともに、公共施設の集約・複合化による公共施設の有効活用により、生涯学習施設の確保に向けた取組を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
学習機会の充実	「社会教育推進計画」に基づき、取組の進行管理を行うため、社会教育委員会議を開催します。また、市民の生涯学習活動を支援し、学習機会の充実を図るため、生涯学習情報誌を始め、市ホームページや市広報誌を一層活用し、学習に関する情報を幅広く提供します。 望が丘小学校・中学校に附置した地域交流スペースの利用促進を図るとともに、市民の生涯学習と相互交流の拠点施設となる市民交流中核施設を寝屋川市駅前に整備します。	社会教育推進課
学習活動のための環境づくり	市民の世代間交流の推進及び自主学習・自主活動の場の提供のため、指定管理者制度導入 2 施設（エスポール・学び館）の効率的・効果的な管理運営を行うとともに、市民が安心して快適に利用できるよう、計画的な施設の維持修繕等に取り組みます。	社会教育推進課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
市民交流 中核施設の 整備・運営	市民の生涯学習及び市民相互の交流を推進するとともに高齢者福祉を増進するための中核となる施設を寝屋川市駅前（アドバンスねやがわ 1 号館 5 階）に整備し、効率的な運営に努めます。	社会教育推進課
公共施設 予約システム の構築・ 運用	対象施設の拡大やキャッシュレス決済を導入することにより、公共施設の利用に係る市民等の利便性向上を図る。	社会教育推進課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 生涯学習事業の参加者数	目標値	—	141,000人	148,000人	155,400人	163,200人
	実績値	82,444人	103,830人	—	—	—
★ 公共施設予約システムによる予約申請率	目標値	—	—	—	85%	90%
	実績値	令和 8 年度から 事業実施			—	—

14-② 文化芸術に触れ、豊かな心と感性の醸成

寝屋川文化芸術祭など各種事業を通じて、市民が様々な文化芸術活動に参加できる場を提供するとともに、文化芸術団体の活発な活動を支援します。

埋蔵文化財資料館での展示や市指定文化財の公開等により、市民が文化財に触れることができる環境づくりを推進するとともに、地域の伝統行事の継承を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
文化振興のための環境整備	文化振興のための環境づくりを推進するため、地域交流センター（アルカスホール）におけるスタインウェイピアノを活用した事業や、市民ニーズに応じた、様々な分野の文化芸術に関する事業を実施するとともに、文化芸術に関する情報を積極的に発信し、市民に情報提供等を行います。 また、各文化芸術団体の日頃の活動や成果の発表の場となる地域交流センター（アルカスホール）の適正な維持管理に努めます。	文化スポーツ室
文化芸術活動の活性化	寝屋川文化芸術祭や地域交流センター（アルカスホール）等において、市民に活動や発表・鑑賞の機会を提供します。 また、未来の文化芸術活動を担う後継者となる人材の育成や新たな参加者を獲得し、文化芸術活動の活性化を図るため、寝屋川文化芸術祭や地域交流センター（アルカスホール）において、若い世代を対象とした事業を積極的に展開します。	文化スポーツ室
文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり	国指定史跡高宮廃寺跡を適切に保存管理していくとともに、市民が安全に学び親しめるよう公開・活用を図ります。 また、文化財保護への意識や市民の郷土への愛着を高めるため、埋蔵文化財資料館等で保管している市内から出土した遺物や地域の伝統行事など、市内の様々な種類の文化財を市民に広く周知し、公開します。	文化スポーツ室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
寝屋川文化芸術祭への支援	文化芸術に関する市民の日頃の活動の成果発表、様々な活動の紹介・体験や世代間交流を通じた文化芸術活動及び地域の活性化を図るため、文化芸術に「みる」「きく」「ふれる」をキーワードとした寝屋川文化芸術祭を支援します。	文化スポーツ室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 寝屋川文化芸術祭の参加者数	目標値	—	26,000人	26,500人	27,000人	27,500人
	実績値	21,918人	18,681人	—	—	—

14-③ スポーツを通じたひと・まちづくり

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整えるとともに、市民体育館等を計画的に改修し、スポーツ施設の整備とスポーツ環境の充実を図ります。

スポーツ団体を支援し、活動を促進するとともに、スポーツ指導者の派遣や指導協力体制等の整備・充実と競技スポーツの指導者育成を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
生涯スポーツの推進	生涯スポーツへの参加機会の充実を図るため、市スポーツインストラクター養成講習会受講者（正しい知識・スキルを持った指導者）を育成し、安全なスポーツ活動の環境づくりに努めるとともに、市民が気軽にスポーツ活動に親しむ機会の充実に取り組みます。	文化スポーツ室
競技スポーツの振興	各競技のレベルに合った指導ができるよう、スポーツ振興連盟等が実施する研修などを積極的に展開し、指導者の育成強化に努めます。 また、スポーツ人口の増加及び競技スポーツの振興のため、よりレベルの高い指導者の派遣を受け入れるなど、指導者の発掘とともに、スポーツ技術に触れる機会の充実を図ります。	文化スポーツ室
施設の整備・充実	スポーツを振興する上で必要となる施設について、市民の意見を踏まえた新たな事業を展開するなど、安全・快適で効果的・効率的な運営を目指します。 また、利用者の満足度向上のため、ニーズを把握し、老朽化した市民体育館等の計画的な整備に努めます。	文化スポーツ室
スポーツ団体との体制づくり	競技力向上と競技スポーツの振興に積極的に取り組む、スポーツ振興連盟やスポーツ少年団等のスポーツ活動団体の活動に対して積極的に支援を行うとともに、市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成及び体制づくりに努めます。	文化スポーツ室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
市民体育大会の参加者数	目標値	—	4,900人	5,100人	5,300人	5,500人
	実績値	4,526人	4,712人	—	—	—

14-④ 身近で親しめる読書環境・活動の充実

多様な市民の読書ニーズに対応できる総合的な情報拠点として、世代ごとに異なる価値観やライフスタイル等に即した世代別・分野別の蔵書の充実を図るとともに、シルバー世代や障害者向けの拡大読書器や音声読書機の導入など、誰もが利用しやすい読書環境を整備します。また、ICT化への取組など図書館機能の更なる充実を図り、効果的で効率的な図書館運営を行います。

《取組》

取組名	概要	担当課
図書館機能の充実	市民の誰もが利用しやすい身近な施設として親しんでもらえるよう、図書の施設、設備、サービスの充実を図ります。 また、市内の郵便局及び4か所のシティ・ステーション、望が丘ランチで図書の受渡し、返却ができる図書の配送事業を実施します。 寝屋川市駅前の中央図書館を市内図書館ネットワークの拠点として位置付け、図書の流通を促進します。	中央図書館
子ども読書活動の推進	子ども読書活動を推進するため、子どもが読書するきっかけと習慣づくりを目的とする読書通帳の一層の活用を図るなど、「第4次子ども読書活動推進計画」に基づく施策を推進します。 また、こども図書館+plusと連携し、発達段階に応じた子どもの読書活動を推進します。	中央図書館
読書活動の推進	市民の読書活動の推進を図るため、障害者・高齢者・外国人等誰もが利用しやすい読書環境を整備するとともに、オーサービジット講演会や本のリサイクル市など、読書の普及啓発につながるイベントを開催します。	中央図書館

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
中央図書館の運営	落ち着いた空間としての機能を備えた中央図書館を市内図書館ネットワークの拠点として位置付け、図書の流通を促進します。	中央図書館
図書の配送事業の推進	図書館利用者の利便性の向上を図るため、市内27か所の郵便局及び4か所のシティ・ステーションにおいて予約本の受渡しを行います。	中央図書館
（仮称）こども専用図書館の整備・運営 〔令和7年度に完了〕	図書館機能に加え子育て支援機能も併せ持った子どもの学びと成長を支援する施設として、（仮称）こども専用図書館を整備し、親子や子どもを中心とした世代が過ごしやすいよう他課と協力しながら運営します。	中央図書館

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 図書の配送事業利用者数	目標値	—	2,130人	2,170人	2,210人	2,250人
	実績値	2,092人	1,904人	—	—	—

施策15

豊かな自然がある暮らし

市名の由来にもなっている一級河川「寝屋川」を始め、自然の恵みを次代へ引き継ぐため、自然環境と共生するまちづくりを推進します。また、水辺環境の整備、保全を通じ、市民が水と触れ合う場の充実に努めます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市域面積に対する緑地の割合	14.70%	14.79%	14.83%			15.10%
みどりに関する団体の活動区域面積（※）	14.2ha	14.5ha	15.2ha			16.6ha

※ みどりに関する団体：公園・緑地等植栽サポーター制度や愛護会制度を利用する団体など

施策の展開

- ① みどりのある都市空間の創出（取組数：2）
- ② 地域ニーズに応じた協働による公園づくり（取組数：2）
- ③ 水とのふれあい・豊かな水辺の創造（取組数：2）

<DXの推進>

公園整備に係るニーズ把握や公園の利用促進策の実施に当たり、電子申請システムを活用したアンケートの実施や、SNS、市公式アプリ「もっと寝屋川」による情報発信の方策検討に取り組みます。

15-① みどりのある都市空間の創出

市民の緑化意識の高揚を図り、都市公園・ちびっこ老人憩いの広場や、公共施設及び民有地の活用などの取組を幅広く展開することにより、市民参画や協働によるみどりあふれる都市空間の創出を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
緑化の推進・保全	「みどりの基本計画」に基づき、市民が身近に感じる緑を創出するため、桜の保全事業を推進するほか、緑地、保存樹等を保全します。	都市四課
花いっぱいのもちづくりの推進	花に親しみ、緑に関心を深めてもらうため、公共施設及び緑化を推進する団体等に対し、緑化啓発につながる支援を行います。	都市四課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
みどりに関する団体の登録件数の累計	目標値	—	150件	152件	154件	156件
	実績値	144件	148件	—	—	—

15-② 地域ニーズに応じた協働による公園づくり

災害時に地域の人々が一時避難場所として利用できる機能など、地域のニーズに応じた特色のある公園づくりと併せて、大阪府等との連携も図りながら、他市からも訪れたいくなるようなイベントの開催や管理運営についても、多様な主体との協働等により、戦略的なマネジメントを推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
公園・緑地の整備	みどりが不足する地域や防災上整備が求められる場合など、整備の必要性を十分に踏まえた上で、優先順位を重視した都市公園等の整備を推進します。	都市四課
都市公園等管理業務	市民が安全で安心して利用できる、憩いと安らぎの場を提供するため、都市公園及びちびっこ老人憩いの広場の適正な維持管理を行います。	都市四課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
打上川治水緑地パークマネジメントの推進	令和４年度に策定した「打上川治水緑地パークマネジメントプラン」に基づき、市民の多様なニーズに対応できる魅力ある公園整備を行うことで、新住民を呼び込む対外的訴求効果を有する都市公園として再整備します。	都市四課
南寝屋川公園パークマネジメントの推進	第二京阪道路やイオンモール四條畷と隣接する立地などから、地域性を捉えた特徴を持たせたリニューアルを図ることで、子育て世代の誘引につながる対外的訴求効果を有する都市公園として再整備します。	都市四課
都市公園の魅力向上に向けた検討	都市公園等再編整備基本方針に掲げる「訪れたいくなる」、「利用したいくなる」、「集めたいくなる」空間の創出に向け、公園等の在り方についての検討を進めます。	都市四課
総合センター跡地整備事業	あらゆる世代のスポーツ・レクリエーション活動に資するよう、総合センター跡地の小規模・多機能型スポーツ広場への整備を実施し、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の充実に取り組みます。	都市四課 文化スポーツ室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★都市公園整備済面積の累計	目標値	—	133.27ha	133.69ha	134.11ha	134.53ha
	実績値	132.35ha	132.45ha	—	—	—
★小規模・多機能型スポーツ広場（総合センター跡地）の施設利用者人数	目標値	—	—	—	—	91,000人
	実績値	令和９年度から事業実施				—

15-③ 水とのふれあい・豊かな水辺の創造

市民や学校、事業者などと連携し、市民協働による清掃活動や水辺環境の整備と保全を通じて、これまで創りあげてきた親水施設の機能を維持するなど、市民が一層親しめる水辺空間の創出を図ります。また、公園・緑地では夏場に多くの子どもたちが水と触れ合う場として参加できる、集客力のあるイベントを開催します。

《取組》

取組名	概要	担当課
水と触れ合える場の創出	親水施設の活用やイベント等を通じて、市民が一層水に親しみ、触れ合える場を創出します。	都市四課
水辺環境の整備と保全	市民が一層親しめる水辺空間の創出を図るため、市民協働によるクリーンリバー・寝屋川作戦などを実施し、親水施設の機能を維持・保全します。	下水道事業室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ねやがわプールの開催〔令和6年度に完了〕	子どもが安心して水に親しむ機会を提供するとともに、市の魅力を発信するため、公園等を活用して水遊びができる「ねやがわプール」を開催します。	都市四課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ ねやがわプールの参加者数	目標値	—	8,000人	9,000人	10,000人	11,000人
	実績値	中止	5,788人	—	—	—

施策16

地域づくり・きずなづくり

住み慣れた地域で、誰もが互いに助け合い、協力しながら心豊かに暮らせるよう、地域活動の担い手の育成・確保や地域ニーズに対応した特色ある地域づくりなど、自主的な地域コミュニティ活動への支援を通じ、地域コミュニティの活性化を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
地域協働協議会が行う活動・事業への延べ参加者数	24,546人	32,801人	38,096人			26,000人
コミュニティ奨励補助金の申請率	91.5%	82.5%	84.5%			100%

施策の展開

- ① 地域の特色を活かしたコミュニティづくり（取組数：9）
- ② 互いの文化を認め合い、世界につながるまちづくり（取組数：2）

<DXの推進>

自治会や地域協働協議会等を対象としたスマホ教室等の実施により、地域活動のデジタル化を推進します。

16-① 地域の特色を活かしたコミュニティづくり

地域の意見を丁寧に聴きながら、団体との連携を一層進めるとともに、地域活動の場であるコミュニティ施設の更なる利活用の促進、他自治体の活動事例の情報提供を行い、地域コミュニティ活動を支援します。

新たな地域活動の担い手づくりのため、人材の確保に向けたバックアップを行うとともに、各種団体の重複事業の整理等、活動を担う人々の負担の軽減に取り組みます。

《取組》

取組名	概要	担当課
ほう賞・表彰業務	市政の推進等に功績のあった市民及び団体に対し表彰を行います。 また、国・府の表彰に必要な被表彰者の推薦、報告等を行います。	秘書課
すさみ町との交流	友好都市である和歌山県すさみ町との文化・スポーツ交流や宿泊利用促進事業、市民参加型の都市交流推進基金事業の実施など、交流事業の更なる推進を図ります。	市民活動振興室
地域協働の推進	各種団体の意見を丁寧に聴きながら、活動の担い手の確保や、団体の役員・会員の負担軽減に向けた重複事業の整理などを進めるとともに、「地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、市民の地域活動への参画、参加を促進するために必要な広報を行うなど、地域協働協議会の取組を支援します。	市民活動振興室
コミュニティ施設等の管理	市民会館、コミュニティセンター、市民活動センターの指定管理者と連携し、更なる利用促進につながるよう、安全かつ適正な管理運営を行います。	市民活動振興室
市民公益活動への支援	「地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、自治会の負担軽減に向けたデジタル化の検証や協力依頼事項の見直し、災害時に備えた自治会活動の支援等を通じて、自治会の重要性の認識向上や加入促進の支援に取り組むとともに、地域団体が行う様々な活動を支援します。	市民活動振興室

取組名	概要	担当課
社会を明るくする運動の推進支援〔令和7年度に完了〕	明るく住みよいまちづくりを進めるため、環境美化、人権意識の高揚、青少年の健全育成の取組を推進するとともに、役員等の負担軽減や担い手不足などの解消に向けて、地域協働協議会との事業連携や組織の見直しについて支援します。	市民活動振興室
更生保護団体活動への支援	犯罪や非行の防止と立ち直りを支える更生保護三団体（保護司会・更生保護女性会・BBS会）が実施する更生保護活動及び国が提唱する「社会を明るくする運動」を引き続き支援します。	市民活動振興室
寝屋川まつりへの支援	市民が自ら参画して創り上げるふるさとのまつりとして、来場者が安全・安心に楽しむことにより、市に愛着を持ち、住みよいまちづくりにつながるよう、寝屋川まつり実行委員会の運営を支援します。	市民活動振興室
自治総合センターコミュニティ助成事業	地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図るため、宝くじ社会貢献広報事業を活用し、自治会が行う地域コミュニティ活動に必要な備品等を整備します。	市民活動振興室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
地域協働の推進	地域住民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、地域コミュニティを活性化し、活力ある地域づくりを進める地域協働協議会の活動を支援します。	市民活動振興室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 地域協働協議会の活動回数	目標値	—	374回	381回	388回	395回
	実績値	406回	433回	—	—	—

16-② 互いの文化を認め合い、世界につながるまちづくり

海外姉妹・友好都市との交流事業を通じて、国際感覚の醸成や外国人に対する理解を深めるとともに、I C Tの活用による外国人の相談業務などにより、外国人住民と地域住民が共に快適に暮らすことができる多文化共生社会を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
海外姉妹・友好都市との交流	市民の国際感覚の醸成や外国人に対する理解を深めるため、海外姉妹・友好都市であるニューポートニューズ市・オークビル市・上海市黄浦（こうほ）区との交流を実施します。	市民活動振興室
多文化共生の推進	外国人の相談窓口の設置や生活ガイドの周知などを通じて、在住外国人の生活をサポートするとともに、市民と外国人の相互理解を深めるための取組を実施します。	市民活動振興室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
多文化共生事業の参加者数	目標値	—	2,336人	2,383人	2,430人	2,479人
	実績値	1,952人	1,876人	—	—	—

施策17

市民ニーズを捉えた行政サービスの充実

窓口改革などの取組により、行政手続における市民の利便性の向上や迅速化を図るとともに、市民が来庁することなく手続ができる環境を整備するなど、行政サービスの充実にに向けた取組を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
来庁によらない手続等の割合（※）	52.9%	67.2%	68.2%			61.7%
個人番号カードの交付率	17.8%	72.4%	81.0%			100%

※ 窓口業務（住民基本台帳、市税、国民健康保険等）の処理件数のうち、郵送など来庁によらない処理件数の割合

施策の展開

- ① 市民に寄り添う窓口対応（取組数：8）
- ② 行政手続のオンライン化の推進（取組数：6）
- ③ 市民が利用しやすい施設環境の整備（取組数：7）

＜DXの推進＞

ICTを活用した窓口手続の簡素化・省力化を実施するに当たり、「時間と距離の短縮」を図ることにより、更なる窓口サービスの充実にに向けた取組を実施します。

17-① 市民に寄り添う窓口対応

市内駅周辺に行政機能を集約する“市民サービスのターミナル化”を推進し、利用者の“時間と距離の短縮”を図ります。

市民に分かりやすく、スピーディな対応ができるよう、様々な行政手続が1か所で対応できる総合窓口（※）の充実を図るなど、窓口の“ワンストップ化”を推進します。

予約サービスや証明書自動交付機などのＩＣＴを活用した行政手続の簡略化を進めるとともに、季節ごとに増減する来庁者数に応じた“可変型窓口”を充実するなど、市民を“お待たせしない”ための取組を推進します。

※「総合窓口」については、令和７年５月の市サービスゲート移転後は、「ワンストップ窓口」として運用しています。

《取組》

取組名	概要	担当課
窓口環境の整備	市民に分かりやすく、スピーディな対応を行うワンストップ窓口や季節ごとに増減する来庁者数に応じた“可変型窓口”の設置・運営など、市民が利用しやすい窓口環境を整備するとともに、施設の特性をいかした円滑な案内・誘導により更なる窓口サービスの充実を図ります。	総務担当 サービス指導課
市民相談事業	市民が気軽に立ち寄り、容易に相談ができる環境を整備します。 また、相談内容を適切に把握し、専門的な相談業務への引継ぎ等を行います。	総務担当
市民生活関連業務	住居番号の付番や街区の新設・変更・廃止など住居表示、交通遺児激励金等の申請・交付に関する事務を円滑に行います。	市民生活担当
旅券発給業務	パスポートの申請・交付に関する事務を適正に行います。	市民生活担当

取組名	概要	担当課
住民基本台帳・印鑑登録等業務	住民異動届（転入、転出、転居等）等、住民基本台帳に関する事務、印鑑登録事務、外国人住民に係る中長期在留者住居地届等に関する事務を適正に行います。	戸籍・住基担当
戸籍業務	出生や婚姻の届出、その他の戸籍に関する事務を円滑に行います。	戸籍・住基担当
各種証明書交付業務	住民票の写し、印鑑登録・戸籍記録事項・市税などの証明書の交付に関する事務を適正に行います。 また、市民に対して、窓口以外で証明書を受け取れる証明書コンビニ交付サービス、証明書オンライン申請サービス等の周知を行い、利用の促進を図ります。	戸籍・住基担当
国民年金業務	「国民年金法」に基づき、国民年金の資格取得届、保険料免除・納付猶予申請書、年金請求等の手続に関する事務を適正に行います。	戸籍・住基担当

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
お待たせしないための窓口予約の利用件数 (※)	目標値	—	13,200件	13,400件	13,600件	13,800件
	実績値	12,390件	15,079件	—	—	—

※ 窓口業務（各種手続、証明発行、各種相談、マイナンバー申請補助）の手続等件数のうち、WEB窓口予約及びWEB窓口受取による処理件数

17-② 行政手続のオンライン化の推進

市民が来庁することなく行政手続が完了できるよう、市税の電子申告や電子納付などのＩＣＴ化を推進するとともに、個人番号カードの普及・啓発や行政サービスにおける市独自の利活用等による多機能化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
各種手続等デジタル化の推進	来庁日時予約等の予約サービスにより、お待たせしない窓口の取組を推進するとともに、ＩＣＴを活用した窓口手続の簡素化による「時間と距離の短縮」を図り、更なる窓口サービスの充実に向けた取組を実施します。	総務担当
個人番号カードの交付等業務	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に定める「マイナンバーカードの普及と利活用の推進」に寄与することを目的として、計画的かつ効率的にマイナンバーカードの申請受付及び交付事務を行うとともに、マイナンバーカードの普及に向けた取組を実施します。	戸籍・住基担当
軽自動車税の電子申告などの推進	地方税共同機構や他の自治体と連携し、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの拡充を図り、軽自動車税（環境性能割・種別割）の申告や軽自動車税（種別割）の納税証明等の電子化に向けた取組を進めます。	税制・市民税担当
市民税の電子申告などの推進	法人市民税の電子申告や電子データによる給与支払報告書の提出など地方税ポータルシステム（エルタックス）を活用した取組を推進します。	税制・市民税担当

取組名	概要	担当課
固定資産税(償却資産)の電子申告などの推進	固定資産税に係る償却資産申告書について、地方税ポータルシステム（エルタックス）を活用した電子データでの提出を推進します。	固定資産税担当
市税の電子納税の推進	市税の納付について、納税義務者の利便性向上や負担軽減につながることを周知・啓発し、地方税ポータルシステム（エルタックス）を活用した電子納税の利用割合の向上を図ります。	徴収・納付担当

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
各種手続等デジタル化の推進	「お待たせしない市役所」を基本コンセプトとして、市民の利便性向上と来庁者の「時間と距離」の短縮を図るため、窓口予約システム等の導入や手数料のキャッシュレス化など、各種手続のデジタル化を進め、市民等が来庁せずに手続ができる環境を整備します。	総務担当 戸籍・住基担当

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 窓口業務のICT活用による来庁を要しない件数の割合（※）	目標値	—	38.5%	39.9%	41.4%	42.9%
	実績値	38.3%	44.8%	—	—	—

※ 窓口業務（住民基本台帳、市税、国民健康保険等）の処理件数のうち、ICT活用（eLTAX、コンビニ交付及びオンライン相談）による処理件数の割合

17-③ 市民が利用しやすい施設環境の整備

各シティ・ステーションの円滑な運営と取扱業務の拡充を行うなど、更なるワンストップ化を図ります。
斎場施設の円滑かつ持続的な施設運営と誰もが利用しやすい施設となるよう、更新工事を計画的に実施します。

《取組》

取組名	概要	担当課
斎場施設の円滑な運営	斎場施設の維持管理を行うとともに、年次的に設備の再整備を行い、機能の充実を図ります。	市民生活担当
公園墓地管理業務	墓地区画及び納骨堂納骨壇の使用許可等に関する事務を行います。 また、墓地の未使用区画や返還区画を精査し、区画の募集を行います。	市民生活担当
窓口担当業務	転入・転出等の届出、各種証明書の交付、市税・公金の収納、関係部署と連携した相談業務などに関する事務を円滑に行います。	窓口担当
香里園シティ・ステーション業務	転入・転出等の届出、各種証明書の交付、市税・公金の収納、関係部署と連携した相談業務などに関する事務を円滑に行います。	香里園シティ・ステーション

取組名	概要	担当課
萱島シティ・ステーション、堀溝サービス窓口業務	転入・転出等の届出（堀溝サービス窓口は除く。）、各種証明書の交付、市税・公金の収納、関係部署と連携した相談業務などに関する事務を円滑に行います。	萱島シティ・ステーション
西シティ・ステーション業務	転入・転出等の届出、各種証明書の交付、市税・公金の収納、関係部署と連携した相談業務などに関する事務を円滑に行います。	西シティ・ステーション
東シティ・ステーション業務	転入・転出等の届出、各種証明書の交付、市税・公金の収納、関係部署と連携した相談業務などに関する事務を円滑に行います。	東シティ・ステーション

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
寝屋川斎場施設の整備〔令和6年度に完了〕	斎場施設の円滑かつ持続的な施設運営と、誰もが利用しやすい施設となるよう、設備の更新などを計画的に行います。	市民生活担当

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 寝屋川斎場改修工事進捗率	目標値	—	100%	—	—	—
	実績値	35.5%	100%	—	—	—

施策18

市民ニーズの把握・情報発信力の強化

市民ニーズを迅速かつ的確に把握するとともに、情報の多角的な分析等を通じ、対外的訴求力の高い施策立案につなげます。また、ターゲット層や目的を明確化し、社会性やタイミング、ビジュアルを意識した情報発信を行うことで、市内外における市のイメージの向上を図るとともに、即時性や拡散性、双方向性などの媒体の特性を活かし、効果的に市民に情報を届けます。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
市公式アプリ「もっと寝屋川」のインストール数の累計	24,869件	74,120件	80,573件			77,000件
市公式SNSのフォロワー数（※）	3,568人	12,741人	13,601人			15,000人

※ 市公式SNS：フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム

施策の展開

- ① 市民に寄り添うニーズ把握、利活用（取組数：3）
- ② 戦略的なプロモーション（取組数：1）
- ③ 媒体の特性を活かした情報発信（取組数：2）

<DXの推進>

SNSや動画配信の拡充、市公式アプリの更なる利用促進策の検討など、デジタル技術を活用したより戦略的な情報発信等に取り組みます。

18-① 市民に寄り添うニーズ把握、利活用

最新の技術を用いた多角的な調査手法や実施時期等を検討し、市民ニーズを迅速かつ的確に把握するとともに、情報の多角的な分析等を通じ、対外的訴求力の高い施策立案につなげます。

市民からの陳情・要望、意見を適切に把握する仕組みを構築し、庁内横断的に情報共有を図ることで市民に寄り添った施策・事業の展開へとつなげます。

《取組》

取組名	概要	担当課
要望・陳情の把握と活用	市政運営を始め、今後のまちづくり、市民サービス等に対し、本市で活動されている各種市民団体及び市議会からの要望等を正確に把握し、市政に意向を適切に反映させることにより、市民満足度の高いまちづくりを進めます。	企画二課
市民意識・ニーズの把握	新たなサービス（施策・事業）の立案、サービスの改善等により、市民満足度の向上等を図るため、市民の声の庁内外での共有やタウンミーティングを始め、様々な機会、媒体を通じた、市民等のニーズ・意識を適切に把握する事業・調査を実施します。	企画二課
市民の意見・提案の活用	文書や電子メール、広聴ボックスなどに寄せられた市民からの意見や提案内容について、今後の施策・事業等へ活用できるよう庁内での情報共有を図ります。	企画二課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ニーズ把握等の推進	新たなサービス（施策・事業）の提案、サービスの改善等により、市民満足等の向上につなげるため、市民の声の庁内外での共有、市民のニーズ調査等を実施します。	企画二課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ 政策の立案・サービスの改善等につながった調査の割合（※）	目標値	—	100%	100%	100%	100%
	実績値	100%	100%	—	—	—

※ ニーズ把握調査における意見等を受け、政策の立案・サービスの改善等を行ったものがある調査の数の割合

18-② 戦略的なプロモーション

ターゲット層や目的を明確化した情報発信を行うとともに、社会性やタイミング、ビジュアルを意識したメディア戦略を積極的に進めることで、市内外における市イメージの好循環を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
プロモーションの推進	対外的訴求力のある施策・事業について、市のイメージの向上を図るため、メディア戦略を積極的に進めるとともに、動画による情報発信、ねやがわP R大使の活用等を行います。	企画三課

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ねやがわP R大使の活用	市の知名度向上を図るため、ねやがわP R大使に市の魅力を全国に発信してもらうとともに、スポット的に市主催のイベントや広報誌、市公式YouTubeなどに出演してもらいます。	企画三課
シティプロモーションの推進	情報発信に関する研修の実施、各種会議における情報収集及び関係団体との交流など、情報発信力の強化を図るとともに、対外的訴求力のある施策について、タイミングやビジュアル等を強く意識し、各種媒体を活用したメディア戦略を中心とした情報を発信します。	企画三課
動画配信による情報発信	市の認知度向上を図り、イメージアップにつなげるため、直観的に伝わる手段として映像を活用し、幅広い世代に訴求力を持つ動画コンテンツの強化を図ります。	企画三課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★市公式YouTubeチャンネル登録者数	目標値	—	4,720人	5,296人	5,872人	6,448人
	実績値	3,856人	4,683人	—	—	—

18-③ 媒体の特性を活かした情報発信

即時性や拡散性、双方向性など、媒体ごとに異なる特性を踏まえ、対象者に応じた媒体の活用、創意工夫のある質の高い情報発信により、市民に情報を効果的に届けます。

《取組》

取組名	概要	担当課
広報誌等の機能の充実	市民の市政への理解や認識の向上、郷土愛の醸成、市政参画の推進を図るため、「広報ねやがわ」の発行、市ホームページやSNS等の活用等により、市政情報や地域情報を分かりやすく発信します。	企画三課
マスコット・キャラクターの普及	マスコット・キャラクターの各種イベントへの参加、着ぐるみの貸出し、イラストの活用等を通じて、市のPRを行うことで、市イメージの向上を図ります。	市民活動振興室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 * 人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
多言語デジタルブック閲覧サービスの運用〔令和6年度に完了〕	ユニバーサルデザインの観点から、日本語が読めない市在住の外国人に市政情報を届けるため、広報誌を始めとした市の刊行物を母国語で閲覧できるサービスを運用します。	企画三課
市公式アプリの運用	市民が必要とする行政情報等を簡単に入手できるツールとして市公式アプリでの情報発信等を行うとともに、市民からの通報やアンケート機能などの双方向性、汎用性が高い予約機能などの実用性、拡張性の高い市公式アプリの特徴を活かした運用を行います。	企画三課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
市ホームページ（トップページ）の閲覧数	目標値	—	378,000件	396,000件	414,000件	432,000件
	実績値	821,295件 (※)	455,699件	—	—	—

※ 令和5年6月から、グーグルアナリティクス仕様の变更に伴い、閲覧数の算定方法が変更されています。

施策19

未来へつなぐ行財政運営

市民ファーストの意識を高めた質の高い行政サービスを提供するため、限られた予算、人員等を有効に活用し、簡素で効率的な行政システムの構築と財政基盤の確立、強化を図り、持続可能な行財政運営を推進します。

《施策指標（数値目標）》

指標名	基準値・実績値・目標値					
	R1基準値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8実績値	R9目標値
経常収支比率	91.3%	88.8%	89.3%			96.4% (※)
現年度分の市税徴収率	98.85%	99.04%	99.08%			99.40%

※ 少子高齢化の進行等による社会保障関連経費の増加により、比率の上昇が見込まれますが、引き続き、大阪府内都市平均以下の確保を目標とします。

施策の展開

- ① 次代につなぐ財政運営（取組数：22）
- ② 寝屋川市の働き方改革の推進（取組数：9）
- ③ “スマート・ねやがわ”の実現（取組数：4）
- ④ 実効性・効率性を追求した行政運営（取組数：23）

<DXの推進>

行政サービスを提供するに当たり、行政手続のオンライン化、デジタル技術の活用を推進することにより、市民の利便性向上と行政事務の効率化・省略化を図ります。

19-① 次代につなぐ財政運営

京阪沿線、ＪＲ学研都市線沿線の２つの鉄道軸のそれぞれの地域の強みを活かしたまちづくりを実施し、市民の定住を促進するとともに、子育て世代を中心とした新住民を誘引することで、市税収入の安定確保を図ります。また、限られた予算をより有効に配分するとともに、徴収率（収納率）の更なる向上、基金積立や市債発行抑制等による後年度負担軽減に資する財政運営を推進することにより、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立、強化を図ります。

《取組》

取組名	概要	担当課
ふるさと納税の促進	ポータルサイト等を活用し、市外の寄附者が本市の情報を目にする機会の拡充及び納付環境の充実に努めるとともに、市内産業振興、収益性、シティプロモーション、それぞれの視点を踏まえ、魅力ある返礼品を創造するなど、市外からの寄附の促進を図り、財源の確保に資する取組を実施します。 また、市外に本社がある法人からの企業版ふるさと納税を受け入れることにより、財源確保の取組を強化します。	企画四課
計画的な財政運営	経営的視点に立ち、市民ニーズや社会経済情勢の変化等に的確に対応した予算編成を行うとともに、将来にわたり安定的に行政サービスを提供していくため、中長期的な視点から持続可能な財政運営を進めます。	財政課
歳入の確保	補助対象事業を的確に把握し国費・府費を確保するとともに、市税などの自主財源確保の取組を強化するなど、あらゆる財源の確保を図ります。	財政課
財政状況の公表	新地方公会計制度に基づき財務書類等を作成し、より分かりやすく財政状況を公表するとともに、「統一的な基準による財務書類の活用方針」に基づき、財務書類等の活用を図ります。	財政課
経常経費の抑制	実施する施策・事業の選択と集中を図るとともに、事務改善、執行体制の見直しなどにより、経常経費の抑制に努めます。	財政課
公共用地先行取得	公共事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて、道路用地等の先行取得を行います。	財政課
国民健康保険給付業務	被保険者に対する保険給付を適切に実施するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、レセプト点検等を行い、医療費の適正化を図ります。	国民健康保険担当

取組名	概要	担当課
国民健康保険事業運営管理業務	国民健康保険の財政運営責任主体である大阪府と連携し、国民健康保険財政の円滑な運用を図ります。	国民健康保険担当
国民健康保険賦課業務	国民健康保険に関する加入・脱退手続等の届出に関する事務処理、資格管理及び保険料の賦課を適正に行います。	国民健康保険担当
税務管理業務	「地方税法」の改正等、税制度に係る情報を的確に把握し、市税を賦課徴収する上で根拠となる「市税条例」等を適正に整備します。 また、市税に関する調査・研究等を行うとともに、統計資料等を作成します。	税制・市民税担当
軽自動車税賦課・調査業務	税負担の公平性を図るため、主たる定置場の調査等を行い、原動機付自転車等の所有者に対し適正かつ公平な課税を行います。 また、原動機付自転車の御当地ナンバープレートを引き続き交付するとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の機運醸成を高めるため、大阪・関西万博公式ロゴマークを活用したナンバープレートを交付します。	税制・市民税担当
個人市・府民税賦課・調査業務	税負担の公平性を図るため、未申告調査及び扶養調査を実施し、個人市市民税の適正かつ公平な課税を行います。 また、安定的な財源の確保を図るため、特別徴収を推進します。	税制・市民税担当
法人市民税賦課・調査業務	税負担の公平性を図るため、未申告調査及び未登録となっている市内法人の把握に努め、法人市民税の適正かつ公平な課税を行います。	税制・市民税担当
固定資産税・都市計画税賦課・調査業務	税負担の公平性を図るため、航空写真を活用した現地調査及び未申告調査を実施し、固定資産税及び都市計画税の適正かつ公平な課税を行います。	固定資産税担当
土地・家屋評価業務	固定資産税及び都市計画税の適正な課税のため、地番参考図や航空写真を活用し、土地・家屋の適正な評価を行います。	固定資産税担当
収納管理業務	金融機関等での納付、口座振替やスマートフォン決済アプリなど、様々な方法で納付される市税等について、より迅速かつ適切な収納管理に努めます。	徴収・納付担当
徴収率の向上	税負担の公平性の確保と徴収率の向上を図るため、市税滞納者に対する督促や催告による納付督促を適正に実施するとともに、早期・少額時点での納付督促を実施します。	徴収・納付担当

取組名	概要	担当課
納税環境の整備	納税義務者の納税環境に関し、コンビニエンスストアによる収納代行業務、マルチペイメントネットワークを利用した口座振替の受付サービス、地方税共通納税システムを利用した電子納付等のサービスを提供することにより、納税者が選択することができる納付方法を適正に管理し、運営します。	徴収・納付担当
納付環境の整備	納付義務者の利便性向上を図るため、新たな納付チャネルの調査・研究を進め、納付環境の整備を図ります。	徴収・納付担当
国民健康保険料収納率の向上	保険料負担の公平性の確保と収納率の向上を図るため、国民健康保険料滞納者に対する督促や催告による納付督促を適正に実施するとともに、早期・少額時点での納付督促を実施します。	徴収・納付担当
後期高齢者医療保険料の収納業務	保険料負担の公平性の確保と収納率の向上を図るため、後期高齢者医療保険料滞納者に対する督促や催告による納付督促を適正に実施するとともに、早期・少額時点での納付督促を実施します。	後期高齢者医療担当 徴収・納付担当
介護保険料の徴収	65歳以上の全ての市民（第1号被保険者）の介護保険料を決定するとともに、負担の公平性及び安定的な財源の確保のため、適正な賦課・徴収を実施します。	高齢介護室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
ふるさと納税の促進	市の財源確保及び市内産業の活性化を図るため、複数のふるさと納税ポータルサイトを活用し、寄附機会の拡充を行うとともに、寄附者に対する返礼品の拡充に向けた取組を推進します。 また、企業版ふるさと納税を通じた寄附の受入れを推進し、地方創生の更なる充実・強化に向けた財源確保の取組を強化します。	企画四課
自動音声案内システムの導入・運用	電話対応において電話ガイダンスとプッシュダイヤルを活用することで、業務の効率化と同時に、市民の利便性向上を図ります。	国民健康保険担当 後期高齢者医療担当

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★ ふるさと納税に係る寄附件数	目標値	—	2,980件	3,278件	3,606件	3,967件
	実績値	2,387件	3,928件	—	—	—
★ 自動音声及びSMS送信による回答率（国民健康保険業務）	目標値	—	—	34%	45%	56%
	実績値	令和7年度から事業実施		—	—	—
★ 自動音声及びSMS送信による回答率（後期高齢者医療業務）	目標値	—	—	17% (※)	22.5% (※)	28% (※)
	実績値	令和7年度から事業実施		—	—	—

※ 後期高齢者医療業務については、後期高齢者が対象であることを踏まえた目標値としております。

19-② 寝屋川市の働き方改革の推進

職員の働き方改革として、職員の柔軟な働き方を始め、望まない残業を無くす取組を推進するとともに、人事・給与制度の改革を進め、職員が能力を発揮し高い士気をもって、少数精鋭で効率的に職務を行う体制の構築を目指します。

《取組》

取組名	概要	担当課
職員数の管理	複雑化・多様化する市民ニーズに対応するために必要な職員数を確保するなど、効率的かつ効果的な質の高い行政サービスを提供できる職員体制の構築を進めます。また、長期の育児休業者について、原則、人事異動により正職員を配置するなど、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。	人事室
職員研修の実施	「職員育成計画」に基づき、総務部人事室が行う研修のほか、派遣・交流研修や職場研修（OJT）などを実施し、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ります。	人事室
人事給与制度の改革	「能力・実績を基本とした人事制度」及び「役職や勤務成績に応じた給与制度」の確立を目指し、人事給与制度の改革を不断に推進します。	人事室
人事管理（任免）業務	一般職の職員の任免に関する事務のほか、特別職の職員の選任等に関する事務を行います。	人事室
人事管理（服務）業務	フレックスタイム制（ねやがわスタイル）の運用を始め、職員の勤務時間及び休暇に関する事務を行います。 また、職員の分限及び懲戒に関する事務を行います。	人事室

取組名	概要	担当課
職員健康管理業務	職員の健康診断を行うとともに、ストレスチェック制度を運用するなど、職員の健康管理その他労働安全衛生に関する事務を行います。	人事室
職員福利厚生業務	職員の元気回復やその他厚生に関する事務、職員の共済制度に関する事務を行います。	人事室
職員給与業務	人事院勧告等を考慮し、給与の改定を行うなど、職員の給与の支給に関する事務を行います。	人事室
人事管理（ハラスメント）業務	ハラスメントに関する研修の実施、職員に関わるハラスメントの相談や対応を行うことによる迅速な解決に向けた取組の実施など、職員のハラスメント防止対策に関する事務を行います。	監察課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
月当たり時間外勤務上限45時間を超過した人数（年間累計）	目標値	—	0人	0人	0人	0人
	実績値	595人	21人	—	—	—

19-③ “スマート・ねやがわ”の実現

A I、R P AなどのI C Tを活用した新技術について、費用対効果を踏まえる中で積極的に導入を検討し、業務の省力化・効率化を図ることで職員の働き方改革と生産性の向上を両立し、行政サービスの向上につなげます。

《取組》

取組名	概要	担当課
情報システムの最適化	庁内の情報化について様々な場面で関わることにより、基幹系情報システムや個別システム等の市の情報システムの集約化等による最適化を図ります。	D X 推進室
情報システムの運用管理	基幹系情報システムの更改も含め、システムの標準化に合わせた業務の見直しやクラウド化の検討を行うとともに、庁内ネットワークの適切な管理運用を行います。	D X 推進室
情報技術の利活用促進	A I 等の様々なデジタルツールの積極的な活用、行政手続のオンライン化、市が保有するデータに係るオープンデータ化を推進します。	D X 推進室
情報セキュリティの推進	情報セキュリティポリシーに基づき、市が保有する情報資産のセキュリティ対策を適切に実施するほか、必要に応じて情報セキュリティポリシーの改訂を行います。	D X 推進室

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
デジタル技術の活用	組織のダウンサイジングを見据えた業務の効率化と生産性の向上を図るため、業務の省力化が見込めるデジタルツールを導入します。	D X 推進室
行政手続のオンライン化の推進	市民サービスの向上や事務処理の効率化を図るため、行政手続をオンライン上で完結するための環境構築を進めます。	D X 推進室

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
★行政手続のオンライン化率（※）	目標値	—	88.3%	100%	100%	100%
	実績値	55.2%	88.8%	—	—	—

※ 行政全般の総手続数に対するオンラインで申請できる手続数の割合

19-④ 実効性・効率性を追求した行政運営

市政運営に求められる「先を見る力」「寄り添う力」「発信する力」「稼ぐ力」の4つの力を発揮し、寝屋川水準の政策立案を推進します。また、近隣市や民間事業者等との連携を図るとともに、柔軟で機動的な執行体制を整備することで、市民ニーズを的確に捉えた効果的・効率的な行政運営を推進します。

《取組》

取組名	概要	担当課
秘書業務	市長・副市長の効率的な公務遂行のため、日程調整、連絡調整等を行います。 また、市長会等の関係団体と連携し、情報交換、調査研究等を行います。	秘書課
総合計画及び総合戦略の推進	第六次総合計画の戦略プラン及び実施計画の進捗管理等を行うとともに、市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会を開催し、第六次総合計画に統合している第2期市総合戦略に係る施策・事業の効果の検証等を行います。 また、新たに取り組む事業等を反映するため、毎年、実施計画の見直しを行います。	企画一課
市政運営の企画・調整	「持続可能な競争優位」を構築する寝屋川水準の政策立案を進めるとともに、市政運営に関する指針に基づき、その具体化に係る調整等を行います。 また、先を見据えた施策の推進に不可欠となる人口推移の分析や、「みんなのまち基本条例」の周知等を行います。	企画一課
地方分権改革への対応	中核市市長会における各種協議や地方分権に関する各種要望・提言活動等を通して、他の自治体との連携を図ります。 また、国・府の動向を踏まえ、権限移譲や地方分権改革に関する提案募集を活用した、義務付け・枠付けの見直しに向けた対応を進めます。	企画一課
市政への市民参画の推進	市民等の市政への参画を促進するとともに、市の政策形成過程における公平性、公正性の確保及び透明性の向上を目指し、市民への説明責任を果たすため、パブリック・コメント手続制度を適切に運用します。	企画二課

取組名	概要	担当課
広域連携の推進	北河内7市における行政課題に適切に対応するため、北河内都市連絡会において各市の取組状況等について相互に情報交換を行います。 また、四條畷市と連携し、共通の行政課題等への対応、地域活性化の推進に向けた取組について調査・研究を行います。	企画二課
公民連携の推進	相互の持つ知恵、情報及び技術の共有、協働による市民サービスの向上、地域の活性化を図るため、各種連携事業の実施を推進するとともに、市と包括連携団体が参加する「寝屋川市との連携会議」を開催します。	企画二課
投資的予算の事務	「訴求効果」「収益効果」「効率性効果」の3つの観点から見込まれる各施策・事業の効果の明確化を図るとともに、予算編成過程等において、その効果や成果をエビデンスに基づいて検証・評価し、優先順位付けを行います。	企画三課
行財政改革の推進	「改革を通じて展望を切り開く」という観点から、持続可能な体制構築に向けた検証を進めるとともに、国の行政改革の動向も踏まえ、社会ニーズに応じた重点的な改革を推進します。	企画四課
国・府に対する要望	各施策・事業を実施するに当たり、財政的・制度的側面において適切な支援・協力を受けることができるよう、国家予算及び大阪府予算に対して要望を行います。	企画四課
公用車両管理業務	公用車の集中管理による適正な点検の実施、保有台数の適正管理、配車等の効率的な運用に努めるとともに、買換え時には低排出ガス車への切替えを進めます。	資産管理課
組織体制・執行体制の整備	効果的・効率的な行政運営を図ることができるよう、不断に組織・機構の見直しを行い、行政課題に即応した執行体制を整備します。	総務課

取組名	概要	担当課
効率的な事務管理の推進	定期監査等の指摘事項を活用したリスク管理の取組を行うとともに、内部統制制度の適切な運用を図ります。 また、電子決裁システムの適切な運用を図ります。	総務課
議案書調製等業務	議案書の調製に合わせ、的確かつ分かりやすい参考資料を作成するとともに、その内容を市ホームページ等で公表します。	総務課
法務業務	法規事務、訴訟事務及び審査請求事務を的確に遂行するとともに、公益通報及び不当要求行為への対応に関する制度の適切な運用を図ります。	総務課 監察課
審議会等運営設置進行管理業務	審議会等について、設置及び会議の運営などを適切に行います。 また、公募による委員や女性の委員の比率向上に努めるとともに、審議会等における市民参画の推進を図ります。	総務課
情報公開・個人情報保護の推進	「情報公開条例」及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく開示請求等への対応を始め、情報公開制度及び個人情報（番号制度に係る特定個人情報を含む。）保護制度の適切な運用を図ります。	総務課
統計調査事務	各種統計調査を適正かつ円滑に実施するとともに、統計情報の提供・公表を行います。	総務課
契約事務	随意契約や競争入札の一層の適正化など、入札・契約の透明性、公正性及び競争性の確保に関する取組を進めるとともに、契約における市内事業者の受注機会の拡大を図ります。	契約課

取組名	概要	担当課
出納業務	経済的かつ効率的な業務となるよう、金融機関が行う公金の取扱業務に係る協議及び調査・研究を行います。 また、情報発信を通じて、市民に対する口座振替等の勧奨を行い、金融機関店舗の状況に左右されない納付環境づくりを推進します。	会計室
資金管理業務	資金計画の精度を高めるとともに、社会経済情勢を見極めることにより、リスク管理を徹底する中で、公金の効率的な管理運用を図ります。	会計室
審査管理事務	会計事務の適正化に向けた実務研修、実務指導等の取組を行うとともに、法令を遵守し、適正・迅速な公金の出納ができるよう、審査を行います。	会計室
外部監査の実施	行政のより適正な運営を確保するため、毎会計年度、外部監査人と契約を締結し、契約期間内に外部監査人が行った財務に関する監査の結果報告書の提出を受けます。	監査事務局

《リーディング事業（総合戦略事業）》 ＊人口減少対策等地方創生に資する事業

事業名	概要	担当課
学校法人等との連携	地域の活性化、地域課題の解決、市民サービスの向上などを図るため、包括連携協定を締結している学校法人や民間企業との連携を推進します。	企画二課

《進捗管理指標》

指標名		R 4 (基準値)	R 6	R 7	R 8	R 9
第六次総合計画の施策指標（各年度における目標値）の達成率	目標値	—	100%	100%	100%	100%
	実績値	46.0%	46.3%	—	—	—